

令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）会議録（第2日）

令和2年6月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、  
2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、  
2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	三木孝秀	経済建設部長	森川勝
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	佐々木信人

（開議 午前10時00分）

○議長（藤澤元之介） 令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）におそろいで御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（藤澤元之介） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、太子町議会における新型コロナウイルス感染症対策に基づき、一般質問については時間短縮及び内容の精査等配慮し、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、中島貞次議員。

**○中島貞次議員** おはようございます。12番公明党中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、このたびの新型コロナウイルスにより亡くなられた方々に御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお病院等で療養されている方々にお見舞い申し上げます。

さらに、コロナ医療従事者、病院関係者の方々に對しましても感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1、マスクの活用状況について質問します。

新型コロナウイルスは、飛沫感染及び接触感染により発症することが特徴であると言われております。今までのインフルエンザ等のような空気感染とは異なり、マスクの重要性は非常に高いと言われております。ところが、いつかの買い占め等によりまして店頭からマスクが消え、手に入れることが大変難しくなったというそういう状況もありました。現状は大分回復してはおりますが、町の現状と今後の方策について尋ねます。

(1)当初の備蓄数、寄贈及び購入等による数、配布した数については、どこに、どれだけ配布したのか。

(2)3、4、5月末現在の母子健康手帳の所有者数は幾らか。

(3)今後のマスク確保の予定と配布予定は。

以上であります。

**○議長（藤澤元之介）** 総務部長。

**○総務部長（森田好紀）** まず最初に、1点目のマスクの備蓄数等についてでございます。

マスクにつきましては、平成21年度に新型インフルエンザ対策として購入し、災害用として当初備蓄しておりました数が1万300枚でございます。また、このたびの新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、新たに2万枚を購入いたしました。

一方、住民2名の方でございます、また事業所5社より大人用計2万1,000枚、子供用1万2,050枚の寄贈を受けました。これらのマスクにつきましては、地域医療体制の堅持と感染予防及び感染拡大防止を図るために、たつの市・揖保郡医師会7,000枚、揖龍歯科医師会2,900枚を初め、町内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育所等の社会福祉施設や学校園等に合計3万6,990枚を配布しております。

2番はまた後で生活福祉部長が説明をいたします。

次に、3番、今後のマスクの確保の予定と配布予定につきまして、緊急事態宣言が解除された今後におきましても、引き続き第2波、第3波の襲来やほかの自然災害発生による複合災害等に備えまして、計9万2,500枚の購入を予定しております。これらのマスクにつきましては、感染予防対策として妊産婦や医療機関、社会福祉施設等への配布を実施するとともに、災害発生時の

避難所での感染予防、感染拡大防止等のため、備蓄数の確保を図っていく予定でございます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） お尋ねの母子健康手帳保持者数でございますが、3月末145名、4月末137名、5月末135名でございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、一番わかりやすいところから質問させていただきます。

母子健康手帳の所持者について今お聞きしましたけれども、大体135から145、3、4、5、変動ありますけれどもその人数やということがわかりました。

母子健康手帳ということは当然妊婦さんということです。3月の時点でかなり感染が広がりつつある状況で、妊婦さんからマスクがないと、当然そのころは店頭になかったような状況でどうしたらいいのでしょうかとあって、私もマスクありませんから、私は家内の手づくりマスクを使っていますから、その方はネットの状況もないのです、ネット環境が家にはないということで、ネットを探せば手づくりマスクのやり方とかいろいろ情報が載っているのですけれどもということとで印刷しまして教えてあげた、ハンカチやったらこういうふうに折り畳んだらできますよとかというような感じで教えました。

ということで、ほかのいろんな施設に当然クラスター対策等でマスクを配布するのはもちろんなのですが、一番大事な妊婦さん、要は妊婦さんがかかればそれで終わりやったらそれはそれでいいのですけれども、当然おなかの中にいらっしゃる子供さんにも影響あるわけですが、もし陽性等なってしまうとということで、3月末にもさわやか健康課長にお聞きしました。ほんなら、対策会議ではそういう話が出ていないと、これは困ったものやなという話で、4月にもさわやか健康課に電話をさせていただきました、ほんなら対策会議ではそういう話は出ていないけれども、たまたまアベノマスクが妊婦さんのもとへ配布されたという状況を聞きまして一安心はしたわけですが、もう早いところでは3月の時点で妊婦さんにマスクを配布している町があるわけですから、そんなに数的にも多くないわけですが、1,000枚、2,000枚も要するような数ではないわけで、よそでは母子健康手帳と引きかえにマスクを配布するという状況なわけですから、その辺もうちょっと配慮があったらなというふうに思いました。

アベノマスクについては4月にお聞きしたので137名がそうかなと思うのですけれども、さわやか健康課の職員が1つ1つチェックしながら、汚れがないとか何かごみがまざっていないかということとを全部チェックして全て完成品やったということが報告がありましたので一安心したところでございますが、今後ともその辺の対策だけ、今後、2波、3波来る可能性がありますので、特に妊婦さんには気をつけていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

その辺、生活福祉部長が担当ですか、わからないですけれども返答だけ願います。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） おっしゃいますように、妊婦の方につきましては一般的に風邪を引かれたり肺炎にかかった場合、重症化するという可能性があるというふうにされております。また、妊婦の方は薬剤の使用が制限されることもございますので、一般の方以上に一層厳密な感染予防を図る必要があると考えられていると私どもは認識をさせていただいております。

御紹介いただいたように、4月には国のほうから布マスクが130枚届いております。4月17日現在、母子健康手帳所持者112名に配布をさせていただいて、新たに母子健康手帳を交付した4名の方には布マスク1人1枚ずつお配りをさせていただきました。

ただ、国のほうで4月21日付で配布を中止しろというような形で一旦とまっております。御紹介いただいたように太子町では目視で点検しております、汚れがあったというような苦情等

は受けてはおりませんでした。

そこで、配布中止を受けまして、町としましては布マスクの配布再開までということで、5月12日現在の母子健康手帳所持者の125名の方に不織布マスク1人20枚を郵送にて配布させていただきました。また、新規の申請者には窓口で20枚ずつ10人の方に配布を実施させていただいております。

なお、国からのこの布マスクの配布につきましては、5月27日にまた300枚が新たに到着しましたので、今後また妊婦の方お一人につき原則月2枚ずつを郵送させていただくという予定にしております。

また、今6月定例会に上程しております補正予算（第2号）におきまして、第2波、第3波に備えまして妊婦用のマスクの購入費も計上させていただいておりますので、そういった形で配布はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後の対応等についても丁寧に返答いただきましてありがとうございます。初期対応だけ気をつけていただきたいなという切なる願いです、今後ともよろしく申し上げます。

それと最初の総務部長の話の中で、当初平成21年のインフルエンザの対策ということで1万300枚、その後、2万枚購入したとありますが、これはいつの時点でどこからお金が出たのですか、その辺だけお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず最初に、4月1日すぐに購入をさせていただきました。これにつきましては、予備費によって対応させていただいたところでございます。その後、なかなか入らない事態という形になりまして、その4月1日の時点でも何とか入れれるのが4,000枚だったということです。それから、5月15日に西播磨市町広域連合によってみんなで買いましょうというようなお話をいただきまして、そこで1万枚を購入いたしました。その後、なかなか入らない形がずっと続いて、早期には注文はしていたのですけれどもやっぱり1カ月以上かかるということで、5月18日に2,000枚、5月27日に4,000枚ということで2万枚のマスクを購入したところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 わかりました。

予備費というのは、4月1日の購入ということは今年度の予備費ですね、その辺もう一度お願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 令和2年度の予備費でございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後、先ほどの説明から当然あと9万2,500枚購入予定の中に先ほど説明がありましたけれども妊婦さん、それから社会福祉施設関係、それから避難所、それから備蓄等を予定されておられるということで、数量的に足りているのか足りていないのかは僕自身はそういう計算の考え方はわからないのですけれども、今後の対策が万全であるということなのでよろしく申し上げます。

これはどの財源で行うのですか、それだけお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） このたびの一般会計の2号補正予算の中で9万2,500枚のマスクを購

入することを計上させていただいております。

財源につきましては、地方創生臨時交付金で購入させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後、だんだんコロナも落ちついた状況でマスク等、市場に徐々に徐々に回復してきている状況であり、そういう中で今後いかにして万が一に備えてのマスク対策だけ今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2つ目に行きます。

G I G Aスクール構想について質問します。

令和元年12月、文部科学大臣のメッセージで「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて」のもと、G I G Aスクール推進本部が国で設置されて、G I G Aスクール構想の実現に向けてスタートしました。

しかし、新型コロナウイルスの影響で休校措置がとられ、自宅学習を余儀なくされる状況となり、オンライン授業が重要になってきた状況であります。国は、4月30日に可決、成立した補正予算で、児童・生徒に1人1台の端末など学校のICT環境整備の前倒し実施、これはたしか2022年度完成予定だったと思うのですけれども、その前倒しで今年度中にやってしまうということです、今年度末までの実施に向けて関連費用2,292億円を計上したとお聞きしました。

今後の太子町、我が町の取り組みを尋ねます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） このG I G Aスクール構想に関しまして、全国的に教育におけますICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められているところでございます。現在の太子町も含めまして学校環境におけますICT環境の整備は遅れておりまして、全国一律のICT環境の整備が急務となっているところでございます。

国が打ち出しましたG I G Aスクール構想は、まず1点、児童・生徒1人1台の端末の配置、それからもう一点は高速大容量の校内LAN、いわゆる校内のWi-Fi環境の整備、この2点を中心としているところでございます。

初等・中等教育におきまして新たな時代を担う人材育成、また誰ひとり取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習を実施させるという、そういう環境を整備するということを目標に置かれているものでございます。

本町の取り組みでございます。先ほど申しました2点のうちの1点、校内通信ネットワークの整備につきましては、校内LAN環境の高速大容量化に係りますネットワーク整備工事、これを3月議会、令和元年度の最終の議会でもございましたが3月の議会で議決をいただいております、予算を繰り越して今年度に整備するという予定をしているところでございます。その整備内容につきましては、先ほど申しましたLAN環境の整備、それから端末充電の保管庫、端末の充電を主な目的としました電源キャビネットの整備、これらを含んでおります。

昨日の本会議でもお答えさせていただきましたとおり、この整備工事につきましては年内の完了を予定しているところでございます。

それからもう一点、児童・生徒1人1台の端末整備、これにつきましては先ほども議員おっしゃられたとおり国から示されましたロードマップというのがございまして、今年度につきましては当初小学校の5、6年生と中学校1年生の整備予定を考えておったところでございますが、この新型コロナ感染症対策の影響を受けまして前倒しをしようという国の方針に基づいて、今年度中に全児童・生徒1人1台の整備をこの6月議会、このたび提案させていただいております第2号補正で提案をさせていただいているところでございます。

この整備内容につきましては、全児童・生徒と先生の指導者用のタブレット合計3,447台の購入、それからタブレットの初期設定、それからタブレットのフィルタリングの設定、それらを内容としております。小・中学校合わせまして総額で2億5,512万2,000円、この予算を2号補正でもって提案させていただいているところでございます。

このタブレットの購入につきましては、県と各市町で構成いたしております兵庫県の情報化推進協議会において共同調達をするということで現在進めております。

また、先ほど説明いたしました校内LAN工事、それからこの端末の購入につきましては、入札等を経まして契約案件として議会にまた上程をさせていただく予定をしております。

また、オンライン学習に必要な学校側が使用しますカメラでありますとかマイク、それらの装置、それからWi-Fi環境が整っておらない家庭に貸し出しを目的といたしますモバイルルーターの整備、これらにつきましては国の補助金を活用して整備をしようという予定をしておりますが、まだその詳細が確定しておらないという状態でございます、今後の議会で補正予算でもって計上させていただき整備をさせていただきたいというふうに思っております。

学習機会の確保が図れますように、主に国の補助金を活用いたしまして整備をいたしていくという予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 特に今回、新型コロナウイルスで学校が休みの間の家庭学習は一体どうなっていたのかというそういう調査結果がありまして、4月の半ば時点、春休みとか3月の時点なのでしょうけれども私立は整備が大分進んでいるみたいなのですけれども、公立学校の場合、指導方法、学習方法は教科書や紙の教材を活用したというのがほぼ100%、テレビ放送を活用したというのが24%、それから教育委員会が独自に作成した授業動画を活用したというのが10%、それ以外のデジタル教科書、デジタル教材を活用したのが29%、次が一番問題になるのですけれども、同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習は5%と非常に少ないという回答があったということで、同時双方向の学習がまだまだ遅れているという状況がこのアンケート調査でわかったわけです。

ということは、早急にこの今回のコロナの関係において特にわかるのは、コロナでなしに災害等においてもこのオンライン、双方向のオンラインによる学習というのは非常に大事な機会、子供たち、児童・生徒の学ぶ機会をどう確保するかという点で極めて大事になるわけです。

今、いろいろお尋ねしようと思った部分でかなり回答をいただきました。家庭の通信環境、これも整備していこうと、これは補助金の中のメニューにあったと思うのですけれども、それからあとこちらからお聞きしたいのは通信費、こちらサイドでなしに家庭の通信費、当然お金がかかりますから、その考え方はどうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 通信費につきましても、各家庭さまざまな形態がございます。この休み中に登校可能日を利用して各家庭のWi-Fi環境等、そのネットワーク環境につきましてアンケートをとっております。その中で全く環境がない家庭もございます、またいわゆる使い放題というような環境の家庭もございます。

今言われましたオンラインでもって家庭と学校でオンライン授業をするといったときにこの通信費をどうするかということにつきまして、いろいろ今全国の自治体で先例も研究をしているところでございます。こちらのほう今考えておりますのは学習機会の確保ということを重点的に考えまして、一定の家庭での通信費についても助成をしていく必要があるというふうに考えてお

ります。ただ、その詳細につきましては今後十分に研究をさせていただきたい、先例も含めまして研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 わかりました。

それと、家庭の通信環境なのですけれども、先ほどもアンケートをとられてほぼ掌握されていると思いますけれども、全国平均では大体1割から2割の間ぐらいでそういう家庭に通信環境がないと、要はICT環境が整っていないというふうなデータがあるらしいです、ということは8割から9割は何らかの形で通信環境があるということですが、今アンケートを初めて情報を聞いたので、その辺のデータはわかりますか、大体何割ぐらいがICT環境が整っていないのか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今も申し上げましたとおり家庭の中にネットワーク環境があるかどうか、またその家庭の中のネットワーク環境でも家庭内のWi-Fi環境にあるかどうか、それらも含めまして項目としてアンケートをとらせていただいております。

それで、各学校で多少のばらつきはあるのですけれども、ネットワーク環境があるかどうかという問いに対しましては、ない家庭が少ない学校では4%弱、多い学校で6%弱、全く家庭にネットワーク環境がないと、これは有線、無線含めてです、ないという家庭がそういう割合でございます。あと、そのネットワーク環境にあるのですけれども有線のみでWi-Fi環境がないと、家庭内が有線のみであるという家庭につきまして、多いところで10%強、少ないところで6%、ですから大体今言われました十数%の家庭が今オンラインで授業を行うという状態にできないというような結果になっておるというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

ということは、全国平均とほぼ似たようなデータかなと思います。その辺の今後の通信環境、各家庭の通信環境も整えていく必要があると考えます。

例えば、オンライン授業をしたと、それから普通授業の併用もあるかと思っておりますけれども、その評価をどういうふうにするのか、例えば単純に授業時間、テストの点数が何点か関係なしに、要は出席日数イコールオンライン授業を受けた日数とかそういうふうにできるものなのかどうかとか、わかります。

例えば、今回コロナで4月に10日間ほどオンライン授業をしましたよと、新学期に入って。ほんなら、その10日間の全体の年間の授業日数からそれは充当することはできるのかどうかというそういう考え方です。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） オンラインでやっても学習カウントすることはそれは問題ないと思っております。ただ、オンラインで授業の評価を行うということは、根本が現状の話をするとう級で、これもう本当にざくっとした話になりますけれどもオンラインの双方向の学習でその内容が理解できる子、3分の1です、そこに一定の支援なり個別の案件が要る、3分の1です、そしてここで丁寧にこういう過去にこんな勉強をしたやろ、そしてこういうことがあるだろうということで振り返りながら丁寧に個に応じた指導をしていく、そういうことで全ての子供の教育保障ができていくんだろうと思うのです。

実際に、今中学校ではeライブラリーということで、こういうスマホからでもそういうところにつながるようになっていきます、町内全て、どちらの中学校も。開いてみると全教科書が載って

います、そして1年生、小学1年生から中学3年生までの学習プリント、そして教材の教科書の内容、そして全国の過去の高校入試問題、全て載っています、そこにつながるように今、太子町はなっています。

ところが、そこに実際子供たちがこの休み中につないだ時間、どのぐらいの子がつないでいるのかというと、家に無制限にそういうW i - F i 環境がある、あるいはつないでも小さい画面で見にくい、あるいは許容量が一定のものになっている、そういうような中で多い学級で7割から8割の間です、少なければもう5割程度です。

だから、そういうつないだから、学習ができたから全て学習の時間にカウントできるかというたら、やっぱり双方向でつながっていたら一定のことはできますけれども、それをもって学習の評価、全ての子に一定の教育を行うということには今の小・中学校の現状としては難しいのではないかというのが認識であります。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 わかりました。

あと、先ほどの教育次長から話があった分ですけれども、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱が既に発表、5月20日で一部改正で出ているのですけれども、これに沿って多分今後されていくんだろうと思います。この中には、そういう先ほどあったような家庭学習のための通信整備とかG I G Aスクールサポーター配置支援事業とかいろいろあるのですけれども、これに沿って多分今後議会でもこの補助金についてのいろんなことが上がってくるんだろうと思いますので、ただ補助金の日にちが多分限られてあったと思うのです、6月の何日やったか忘れたのですけれどもかなりせっぱ詰まった状況での補助金で、たださかのぼってできると、要は4月の時点でもう既にスタートしている分についてもこれは適用できるという話なので割と使い勝手がいいのかなと考えますので、今後ともその辺のI C T化に向けての整備事業をどうかよろしく願います。

大ざっぱに言いまして、細かいことはいいのです、大ざっぱにこのG I G Aスクールを町として進める場合に課題、問題点というかそういうのはどこにあると思われませんか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 今、大きな課題というのはタブレットを子供たちに渡したからといってそれがすぐに家に持って帰って使える、双方向に使えるかといったらなかなか難しいだろうと思います。だから、第2波、第3波が来るまでの間に一定の学校の中で学習をする、あるいは家庭にそういう環境がない子は学校の中でそういう練習をすると、だからまずそれを使いこなせるまでには行かなくても使えるということの基礎的な部分の技能習得は当面の大きな課題であろうと思います。

同時に、第2波が今11月ごろには予定をされているという一般的なことを聞いています。今回も何とか10月末ぐらいで入れて、臨時議会等もお願いしながら早急にこの入札等をかけていきたいとは思っておりますけれども、これいかんせん全国ほとんどが前倒しで行きますので、それから夏休みも非常に短くしております関係で工事の進捗状況も気になりますので、その工期の関係から見てもできるのが12月末には何とかしたいというのが今の現状かなというところになっておりますので、これもできるだけ早くしたいのですがそういう納入の問題も大きな課題になると思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。



そういうことで、コロナは第2波、第3波が来るということで、特に子供たちのそういう学校環境、教育環境にとって大事な要は教育の受ける機会をなくすというのか、そういう教育機会を確保するためのICT化だろうと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 13番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1、地域防災体制の整備と推進について。

(1)避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について。

既に奄美、沖縄、九州南部、四国地方が平年より早い梅雨入りをいたしました。日本列島はこれから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えてまいります。新型コロナウイルスが終息しない中で、感染を広げないために自然災害にどのように備え、行動すべきなのか、国は4月に感染拡大を防ぐ観点から避難所運営マニュアルや備蓄体制に不備がないかを点検し対策を講じるよう、例示もしながら自治体に促しております。

町として避難所の3密対策等を早急に示し、住民に知らせる必要があります。太子町でも避難所運営の見直しを既に行っているものと考えておりますが、具体的な取り組みをお聞かせください。

①住民の密集を避ける観点から、避難者が分散できるよう通常の災害時よりも多い避難所を設置する必要があると示されております。指定避難所以外の避難先についての考え方をお聞きします。

②避難所運営の検討、それぞれ衛生環境、スペースの確保、軽症者や感染者への対応等について、今考えておられることについてお聞かせください。

③防災資機材の備蓄品の見直しや購入。先ほど中島貞次議員の質問の中にも若干マスクについてはございましたが、その他についても令和元年度末見込みの備蓄では少ないものもたくさんございますので、それについて見直しをされているのかどうかをお聞きします。

④感染リスクを避ける避難行動を住民へ周知をし、徹底をしていかなければなりません。それについての考え方をお願いします。

(2)4月から防災行政無線の運用が始まり、5月からはスピーカーが正常に作動するか点検をするために毎日17時に夕焼け小焼けのメロディーチャイムが流れております。しかし、穏やかな日であっても、窓を閉めていても、昔ながらの家でございますが聞こえません。外へ出てみてもかすかにしか聞こえないと、私を初め多くの住民の方から苦情を聞いております。

そこで、①現在、正常に作動しているのかどうか、どういう方法で確認しているのか。

②災害時に流す音量と同じ音量で放送をされているのでしょうか。

③町では従来のラップ型スピーカーに比べてより明瞭に音が届く、また近くで優しく遠くではっきり聞こえると説明をされてまいりました。防災用の高性能スピーカーを購入したにもかかわらず、現在平時でも聞こえないという住民への対応はどうされるのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私からは(1)の避難所における新型コロナウイルス感染症対策への対応といたしまして、①から④について御答弁を申し上げます。

まず最初に、①指定避難所以外の避難先についてでございますけれども、新型コロナウイルスが全国的に完全にはまだ終息していない現状におきまして、もし災害が起こってしまいますと自

然災害と感染症の複合災害ということになってしまいます。特に避難所が過密状態になってしまいますと、そこがクラスターとなり感染拡大するおそれがございます。

これを避けるためには、なるべく多くの避難所を開設することが必要でございます。指定避難所につきましては今までは必要に応じて開設してはいましたが、今後においては感染症対策を考慮した収容人数を確認、把握する中、可能な限り多くの施設を一度に開設することが適切ではないかと考えているところでございます。

それらに加えまして、御質問にあります指定避難所以外の避難先についてでございますが、町では災害時における施設利用等の支援協力に関する協定を民間事業者と締結しているところでございます。フェーズに応じましてこれらの民間施設も活用させていただくことにより、避難者が十分なスペースの確保を図れるような対応をしております。

また、災害時に危険な場所にいる人は安全な場所に避難することは大前提となりますが、感染症の拡大予防という観点から申し上げますと避難所が過密にならないようにすることも大切でございます。指定避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人宅等への避難の分散避難や自宅の2階以上に避難する垂直避難なども行っていただくことも有効でございますので、これらも事前の検討対象としてお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

②避難所運営の検討でございますが、避難所運営につきましてはこのたび兵庫県より新型コロナウイルス感染症に対応いたしました避難所運営ガイドラインが、また内閣府より避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料が示されたところでございます。これらのガイドライン等に基づきまして、マスクや消毒液等の衛生資材の確保を図るとともに、避難所内のいわゆる3密、密閉、密集、密接の3密回避のため、身体的距離、ちまたでよく言われていますのがソーシャルディスタンスでございますけれども、これに配慮したレイアウトとかゾーニングなどについて検討を進めることとしております。

各学校など避難所の施設管理者と6月中旬までに避難所での区割り、個別教室の活用などの調整を図り、出水期に入りましたので現時点においても遺漏なきよう対策が講じられるよう取り組みを進めているところでございます。

軽症者や感染者への対応につきましても、同ガイドラインに基づきまして別室の専用スペースの確保を図るなど、龍野健康福祉事務所、いわゆる県の保健所でございますが、こちらと町の保健福祉部局が連携いたしまして避難所の感染対策を図ってまいりますので、今後とも何とぞ御支援、御協力をお願いしたいと思います。

③防災資材の備蓄品の見直しや購入についてでございますが、避難所での感染防止を図るためには避難者間の間隔をとると同時に、間に遮蔽物を設けることが重要でございます。このたびの一般会計補正予算（第2号）におきましても計上させていただいております簡易間仕切りを600個購入させていただくべく、またウイルスの特性といたしまして床面に滞留しやすいことを避けるためにダンボールベッドも200購入することとさせていただいているところでございます。

このほかにも除菌ウェットティッシュとか使い捨てのポリエチレンの手袋、非接触型体温計、消毒液、フェースシールド等を購入いたしまして、避難所などにおけます感染対策を図っていきたいと考えているところでございます。

最後に、④感染リスクを避ける避難行動を住民への周知方法でございますが、先ほども御答弁申し上げたとおり、指定避難所の過密を防ぐためには親戚や友人宅等への避難や、場合によっては自宅での垂直避難も有効でございます。ハザードマップに基づき、御自身のお住まいの地域の

危険度を把握し、日ごろから御親戚やお知り合いの方といざというときにお互いに避難し合うような話し合いをしていただくなど、多様な避難方法について御検討いただく一方、避難の際にはあわせてマスクや消毒液、体温計も持参していただきたいと考えているところでございます。

現在、この趣旨を町のホームページには掲載しておりますが、「広報たいし」7月号でも同じ趣旨の記事を掲載し広く図っていくこととしておりますので、何とぞ御協力、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、2点目の防災行政無線の運用について答弁させていただきます。

まず1点目、正常に作動しているかという確認の方法についてでございます。

防災行政無線の作動につきましては、井村議員の御質問の中にもございましたとおり毎日17時にメロディーチャイムを点検のために流しております。これは、役場親局から定時に電波を発射し、町内の屋外拡声子局で正常に受信できましたら子局より親局へ返信が来る仕組みになっており、異常を検知しましたら子局を特定し補修を対応するものでございます。

次に、2点目でございます、災害時に流す音量のことでございますが、メロディーチャイムにつきましては平常時であるため屋外拡声子局近隣への影響を考慮し音量は3段階の中で一番小さい音量を設定しております。災害時には一番大きい音量で放送する設定をしております。

また、平時に町のお知らせとして放送する場合も、現在は一番大きい音量で放送しているところでございます。

次、3点目です、平時でも聞こえないという住民の対応につきましてですが、町におきましても屋外拡声子局からの放送が聞こえない、聞こえにくい、逆にうるさいといったさまざまな御意見を住民からいただいております。音量設定につきましても、子局の放送音量は最も大きい音量で放送しておりますが、親局から発出する音声の音量設定を5月20日に上げさせていただきました。また、子局同士で音声重複し干渉しているとの御指摘もありましたので、時差放送も行うべく現地の調査を行っているところでございます。

さらに、避難情報等の緊急情報につきましては、繰り返し実施するなど放送を認知していただけるように運用してまいりたいと考えております。

屋外スピーカーによる放送は、地理的条件や建物の状況等により聞こえにくい場合がございます。しかし、放送内容につきましてはテレホンサービスや町のホームページで確認していただけるよう対応しております。緊急時には多様な方法で情報を発信することが大切です。防災行政無線やたいし安全安心ネット、区域内の携帯電話への緊急速報メールの送信、町ホームページ、テレビ、ラジオ等多様な手段を用い情報伝達の多重化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、避難所における感染症対策については副町長のほうから答弁をいただきました。国からも出ておりますし、兵庫県からも6月1日には出ておりますので、今答えられたのがそれに沿ったものと考えられます。

しかしながら、国から出た時点でもう既に感染症対策における避難所運営等々さまざまな全国各地を見ても対応をしているところもありました。それを思えば、当然太子町でもこの梅雨時期を迎えて本当に避難しなければならない地域も出てくるかもしれない、そういうときに6月の中旬までに避難所運営についてはまた情報を共有するようなことも言われておりましたけれども、やっぱりそれまでに大雨が降って避難をしなければならない、また今地震も全国で起こっ

ております、ここも山崎断層や南海トラフがありますので、その影響でいつ動くかわからない状況の中でこの感染症対策については意識を持ってもっと早く太子町の避難所運営を見直しておかなければならなかったのではないかと、その答弁を聞いて思いました。

これから対応されることは、今までにもテレビや新聞、そしていろいろなところから情報が出ておりますので、それらを参考にしたりしながらできることではありますけれども、太子町においては具体的にいち早く決めておかなければならなかったのではないのでしょうか。

6月号の「広報たいし」に自然災害の備えが出ました、7月にはこの感染症対応についてのものを載せるということでありますけれども、一般の町民が考えても遅過ぎる対応だと思いませんか。6月にはもう広報にこの感染症対策についての避難はこうやりますよ、こういうふうに住民に周知をしていきますよというふうなものが載るべしだったと私は思っておりますが、そのところをどうお考えですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 内閣府のほうは5月21日に通知が出てきたところでございます、県のほうは6月1日にガイドラインをお示ししていただいたところでございます。いろいろ疫学的に感染症のウイルスということで、複合災害ということで、クローズアップ現代というようなテレビでもいろいろ放送がされたところでございます。太子町として出水期が6月1日から入っておりますので遅いという部分もございませけれども、ホームページを使いまして既にこのあたりは周知はさせていただいております。広報媒体としては6月号でなくて7月号になったことは若干の遅れというのはあるのかもしれませんが、現時点ではきちっとホームページ等で発出させていただいているというところでございます。

県のほうで示されたところもよりどころというか太子町といたしまして複合災害について太子町独自で対応していくのかと、そのあたりも国とか県のほうのガイドラインを参考にさせていただきながら、もっとプラスアルファとして太子町として取り組むこともあろうかと考えているところでございます。

県のほうで6月1日に発表されましたガイドラインを見てみますと、住民への事前周知という記載事項がそちらのガイドラインの12ページのところに記載されているところでございます。先ほども申し上げたように、1つには指定避難所以外の在宅避難とかということの検討といたしまして避難所の分散化を図るというために安全な確保、可能な場合は先ほど申し上げたように自宅での退避、垂直避難の検討も呼びかけなさいということもございませし、ただそういうことを申し上げながらも2つ目には感染症の周知として今回の対策等も絡めまして避難することが一方でちゅうちょするということがないようなことも必要になってきようかと思っておりますので、そのあたり避難所に行くべきなのか行かざるべきなのかというようなところの啓発ということを一層していかないといけないと思っております。

必要な物資については先ほども御答弁させていただいたところでございますので、町の備蓄にも限界がありますので、避難時にはマスクとか体温計とかタオル、スリッパといろいろと避難に必要なものがございませるので、非常の持ち出し袋に入れて持参を呼びかけることも県のほうからも助言されておりますけれども私どもも申し上げているところでございます。

1つプラスアルファとして申し上げたいところは、昨年度の当町のモデル事業として推進していますマイ避難カードという作成がございませ。こちら町民お一人お一人があらかじめ自宅で、今の出水期でしたら土砂災害とか浸水の危険性でハザードマップというところを確認することも必要でございませし、町民が災害時に迅速に確実に避難行動をとることができるように町民のマイ避難カードの作成ということを推進してきているところでございませ。住民それぞれが逃

げ時というところと避難先ということを再度見直していただいて、たいし安全安心ネットのアプリとかも使っていただきまして避難先を事前に登録していくことが重要じゃないのかなと思います。

ですから、若干遅れているんじゃないかなということでございますけれども、複合災害に対しまして手探りの部分も若干ございますのでその辺はお許しいただきまして、マイ避難カードにその他のメモ欄というところもございますので、御自分が避難する場合はこういうものを持っていくかなということでもマスクとか携帯用の消毒液などを事前に書いていただくなど、そういうことも先ほど申し上げたようにお知らせもしていきたいと思っておりますし、既にホームページ等々で、ホームページを見れる環境のない方はどうするんやという話もございますので、そのあたりはスピードを持って今後も対応していきたいと思っておりますので、議員各位におかれましては重ねて平時からの御協力と御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、副町長からこれからやっていくということもお聞きしました。

個々にお聞きをしていきたいと思っておりますけれども、現在22の指定避難所がございます、今後収容人数も想定の半分以下、それ以上に減らざるを得ない状況、3密回避、感染防止を考慮した避難所ごとのレイアウトを作成していかなければなりません。その避難所ごとのレイアウト等については少しでも考えられておりますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 県に示していただきました1つのフェーズゼロということで、事前準備といたしまして標準世帯3人なのですけれども1人の面積を3平米ということで9平米、ソーシャルディスタンス、共有部分が11平米ということで、火曜ですか、知事もサンテレビで中継でそれを示しながら、ですから12畳ですか、20平米というようなことでございます。ですから、今の指定避難所の中で当初1畳とか2畳とか3畳とかでいろいろ設定がされている避難所の収容人数が今あるのですけれども、それを今回の場合に置きかえまして大体3分の1以下ぐらいの収容人数になってきますので、そのあたり既にそれぞれの避難所におきましては減少率というか収容できる人数が下がっていくということで、実際これだけしか収容できないということを既に計算上でそこはきちっと出ささせていただいて、ほかの先ほども申し上げた民間の体育館とかをどういうふうに借りていってそこへ収容していくのかとか、先ほども申し上げたように大丈夫な堅固な建物にお住まいの方でしたら2階以上の垂直に行っていただく、別のところの御親戚のところへ行っていただくというようなところを、急にここの地域はこれだけしかだめですので入れませんよというのはなかなかそういうふうにならざるを得ない状況になってきますので、そのあたりは調整しながら、既にその部分で収容人数の確認というのはさせていただいておりますので、そこを合わせながら今後そのハザードマップ上の方々をいかに逃がしていくかということ、逃げ時をこっから周知していくかということ、今検討しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それと、避難所運営マニュアルが町にはございます、企画政策課で保管をしているというふうなこともお聞きしておりますけれども、今回感染症を踏まえた避難所マニュアルの見直し、作成等はできておりますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 最終的に作成完成分には修正をかけている、現在進行形でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今修正をかけておられるこの避難所運営マニュアル、これ職員初め自主防災組織の代表、また防災リーダー等それぞれのボランティアの活動をされている方にも、今回新しい生活様式による避難をしなければならないということで情報の共有が大切だと思いますけれども、そういうことは考えておりますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議員御指摘のとおりそういう情報の共有は当然のことでございますので、自主防災組織とかそのあたり、福祉避難所とかも含めましてそういうところと連携しながら今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、防災資機材の備蓄品の関係ですけれども、今回ダンボールベッドをこの備蓄台帳からは8台しかなかったものを200台に増やすということです。それと、間仕切りのほうが聞こえなかったのですけれども、現在間仕切りは34セットですけれども、今回はどれぐらい見直しされるのですか、もう一度お願いします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 600セットでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 いろいろな国や県からもありますけれども、間仕切りの形、あるところではテント型であったりしているところもあるのですけれども、太子町においてはどういうふうな間仕切りを考えておられますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） いろんな間仕切りがございます、現在ではダンボールにおける間仕切りを考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 飛沫感染を防ぐためには一定の高さが必要ということであります。被災者が座った状態で口元より上が隠れるものが望ましいということですが、これらの高さはどれぐらいのものを予定されていますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 高さをきちっとはかっておりませんが、先ほど議員の御指摘にありました座った状態で飛沫が行かないような高さは十分、2メートルもないですけれども1.8メートルとかそれぐらいのダンボールの間仕切りだったと思いますので、きちっとはかっておりませんがそういうことではきちっとそういう今出ていますガイドライン等々で言われています高さはきちっとした形のものを購入したいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回、防災資機材について大変意識が私も高まりました。毎年毎年の予算決算のときに台帳を見ていましてそう何とも思いませんでしたけれども、今回のコロナウイルスの感染症からつくづく考えさせられました。

また、マスクも9万2,500枚購入されるということで、このうちこの災害用としてはどれぐらいプールされる予定ですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 9万2,500枚のうち4万枚は備蓄品として備蓄したいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 備蓄については、今手に入りにくいとかいろいろございます。ダンボールベッドは大和紙器株式会社と協定を組まれておりますけれども、その協定とは別にこの太子町に置いておく必要があると思います。ダンボールベッドはどれぐらい、200台購入ですけれども、それ以上になったときはすぐに岡山から持ってきてくれるということは再確認されていますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 当然そこはカウンターパートナーとして、会社として日ごろから協定を結んでいても顔の見える関係とか、年に1回きちっと電話連絡する中で相手方がどなたが担当者というようなことをきちっと担当同士連絡を取るように指示をしまして確認しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 住民への周知ということで、これからマイ避難カードの推進、そしてそれぞれがハザードマップを見ながら危険なときにはいち早く逃げることが大事になってきますけれども、今年度新しいハザードマップはいつごろ配布される予定ですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ハザードマップにつきましては、この今月末に入札を行いまして、業者に10月末までに作成するようということで工期を決定しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 マイ避難カードについてはなかなか住民にまだまだ周知はできていないと思います。一部の意識ある者だけがサイトを見て登録したりしております。これをもっともっと知っていただいて、逃げ時をふだんから知っておくということが大事になりますけれども、これをどういうふうにして広げていくのか、例えば出前講座にするのか、こういうときですからなかなか集まることができませんけれどもやっぱりいろいろ周知のための情報は流していかなければいけないと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 今、議員御指摘のとおりなかなかマイ避難カードの普及というのは、皆さんにつくっていただけていないというのがおっしゃるとおり現状なのかなという認識はしているところでございます。

当然、出前講座でも実施するような形ではとっているのですが、今いかんせんこういうような状況でございますのでそこはなかなか難しいのかなと思っております。日ごろからそういうふう意識を持っていただくということで、機会あるごととかそのあたり教育ともかかわってくるのかもわかりませんがそのあたりいろいろ工夫しながら、当然町の防災訓練などでも去年から活動させていただいて取り組んでいるところでございますので、いろんな機会、場所というのを今後普及するためにどうすればしていくのかというのはなかなか一朝一夕で、はい、倍に増えましたとかということにはなかなかいきませんので、地道な日ごろからの丁寧な活動とか周知啓発をしていくことが必要だと思っておりますので、何かこうすれば非常に皆さんに広く浸透していくよという御意見等ございましたらまた教えていただければありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 この避難所における感染症対応についてはできているものとこれからはなければならぬこと等ございますが、本当に災害はいつ起きるかわかりません、もう一日も早くこの新しい生活様式の中でみんなが命を落とさない、健康を害さない、そういうふうな対策をとり続けていただきたい、全力を尽くしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、(2)ですけれども、防災行政無線ですけれども、本当に私、矢田部で聞こえませんが、多分公民館の下あたりはよく聞こえるかと思うのですけれども、龍野線のほうの住民は聞こえないということで、そこから蓮常寺、福地、いろんなところの方から、今鳴っているんやなって、こちら今流れているけれども聞こえますかと言えば、そういえばかすかに聞こえるわみたいなことがありました。

しかし、平時からでも行政無線を活用するというのでつけたこの最新式の高性能のもので、先ほどレベルは3まであって、1で夕焼け小焼けは流しているということです。それから、放送です、防災行政無線のホームページに履歴の一覧があります、これについてはマックス3で放送されているということですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） はい、そのとおりでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 マックス3でも、朝7時過ぎですよ、全然聞こえません。だから、もう全然知らないからテレホンサービスにもかけないです、知らないです。ほとんどの方、私の周りの地域、それから田中、それから美原台、そちらのほうでも朝の放送はわからなかったという方がほとんどでしたので、これはもう一度音量、聞こえの調査はしていただかないと、物すごい期待をしていたのです、防災行政無線、あんなに高い2億6,000万円ぐらいかけて、町の負担はそのうちの5,000万円だとしても本当に鳴り物入りでこれを入れようというやつがついたのがこの防災行政無線ですから、そこはきっちりとしていただかないと、今のままでは不良品なん違うかなと疑わざるを得ない、これを請け負った業者に責任を持って聞こえる状態にさせるべきではないのかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 屋外スピーカーにつきましては、地理的条件、建物の条件等いろいろさまざまではございますけれども、住民からも聞こえにくいというような御意見もいただいておりますので、業者と再度調査をしながら確実に情報が届く、また今回放送が鳴っていないところが一番の問題、それ自体がわからない状態にあるということが特に問題なのかなというふうに思いますので、音量については業者と再度調査をさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 本当に雨が降っていないいい天気でも風もないときに聞こえないというのが現実ですので、しっかりと自治会に尋ねるとか周りの住民に聞くとかいろんな方法で音の調査をしていただきたいと思いますと考えております。聞こえることで、いざというときにはボリュームを3まで上げられるということですが、朝のボリュームが今3だと言われたのにはびっくりしました、全然聞こえていない、高性能住宅やったらもう本当に聞こえない、これはマックス3の音量自体を変えないと、いざ逃げなあかんときに全然役に立たないです、今の防災無線。

そういう認識を持って、今後防災無線の音量、そして聞こえの調査等も含めて聞こえるようにしていただきたいと思います。

これはどうなのですか、設置業者と連携をとりながら調べたりやっておられるのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 音量の設定につきましては、業者と調整をしながら、こちらに来ていただいて設定を変えていただいて音量の設定をしたりというような形で、業者と常に連携できるような形での作業は行っておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。



○井村淳子議員 4月から供用が始まって、その前にはちゃんと流れているかどうか、音量がいいのかどうか、それは既にやられた上でこの供用開始になっていると思うのです。その時点ではこういう問題は発生しなかったのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 完了検査の前に事前にテストという形で何度かのテストを実施させていただいた上で問題がなかったというところでございます。ただ、それ以降につきましても住民の方々から聞こえないというような御意見もいただいておりますので、再度調査をさせていただきますというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 聞こえについては聞こえるようにしていただくということ、万が一聞こえないときには複合的ないろいろな発信の仕方があるということでも言われましたけれども、せめてこの朝に流された防災行政無線の履歴の一覧にあるこの言葉、これはたいし安全安心ネットに入るようにしていただくことはできませんか。今はJ-ALERT、あの分だけは入ってきましたけれども、せめてこの流されている分だけでもそういうところにも文字で発信をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今、緊急情報ということで町のホームページには行政無線で流れた情報が表記されるような形にはさせていただいております。今申されましたたいし安全安心ネットにつきましても今後検討をさせていただく、調査をさせていただくということで考えていきたいというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それはぜひやっていただきたいと思います。今どき皆さん携帯は大体肌身離さず持っておられますので、そこには一報が入るようにしていただきたい。それと、学校の配信メール、状況が保育園、幼稚園、小学校、中学校、保護者の方が全部登録していただいております。100%にはなっていないけれどもほぼほぼ100%までいっているというこの学校の配信メールです、何も学校の行事やら様子やらそういうものだけを流すということで始めたこの学校配信メールではございません、例えばこの今コロナの関係で7時過ぎに流されてまいりました履歴にあるようなこと、これは町民が守らなきゃいけないということが流されておりましたので、学校配信メールにも連携してこの行政無線の放送をそちらの学校配信メールでも流してもらえませんかという連携はできないでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほどのたいし安全安心ネットと、それから学校配信メール、仕組みとしては同じようなものかとは思いますが、個別に業者も違いますので、それについては業者と調整させていただいた上でできるかできないかということも含めて検討をさせていただきたいと考えています。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひ、今聞こえませんが、聞こえつつも文字でも情報が入ってくる、そういうふうな体制をとっていただきますように検討をしていただきたいと思います。

それと、テレホンサービスですけれども、きのう夜にかけてみました、でも直前のそういう情報がないということで何も音声だけで出ませんでした。こういうのはしばらく置いておくとか、前に流れたのが何だったのかは後で聞けるようなことをしていただかないと、何か聞きたいものはシャープを押してくださいとか米印を押してくださいと言われたのでしましたけれども、前後

何も情報が入っていませんでしたので、そういうのも後からでもどういう放送が流れたのかを聞けるような状態にすることもテレホンサービスでは必要ではないかなと思います、いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 過去の情報について流せるかどうかというところでございますけれども、今行政無線を管理している会社とホームページとかのところ、今ホームページに載っている情報としましては現在無線情報はありませんというような形で表記させていただいているのですけれども、それがいつまでも表記されるということではなしに、ある程度今現在見られた方が驚かれないような形のところで今の最新の情報という形で載せさせていただいております。

それにつきまして、過去の情報を掲載するかどうかについては業者との調整の中で検討させていただくことになるかなというふうに考えます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 このスピーカーの問題については、現状とこれから聞こえるようにしていただくこと、それから複合的に文字でも送れるような仕組みをつくっていただきたいこと等を今提案もさせていただきました。本当に屋根をたたくような強い雨がこれから必ず降ります、そうなるとうちの中にながら平時で全然聞こえないのですから、それをもうすぐこの西播磨も6月の中旬、下旬には梅雨に入ります、物すごい雨の降り方、最近の雨の降り方は怖いですが、そういう状況の中では避難勧告が出てても全く聞こえない状況になります。そういうことからいろいろな発信の駒を使いながらみんなが安心できる、そして町としては町民の命と財産を守るためにさまざまな改善策を考えていただきたいと申し上げまして、この問題は終わります。

次に、2、職員の不祥事防止への取り組みについて。

去る5月20日、太子町職員が女子トイレの盗撮行為により兵庫県迷惑防止条例違反等で逮捕され、悪質性が高いと判断し、29日付で懲戒免職処分となりました。

行政への信頼を損ねるその行為に、町長は今後、綱紀粛正、法令遵守を徹底し、全職員一丸となって信頼回復に努めるとのおおびを町のホームページにも出されておりました。その決意は行動にあらわしていかなければなりません。今後の取り組みについて問います。

(1)2018年9月に、役場におけるセクシュアルハラスメント等の防止対策は万全かという質問をさせていただきました。そのときには特別職、管理職を初め、全ての職員がパワハラを理解し、ハラスメントを行わない、また許さないという認識を持って行動するべきであると申し上げてまいりましたが、しかしこのたびこういう事件が起きてしまいました。

そこで、これまでのハラスメント防止に向けてどのような取り組みがなされてきたのでしょうか、またこの事件を受けて今後どのように取り組まれていくのでしょうか。

(2)被害を受けた職員への心のケア、回復のための支援が必要であるが、その取り組みについて。

(3)太子町職員の不祥事が報じられて何とも悲しい気持ちになりました。大多数の真面目な職員にとって全体のイメージが損なわれていないか、個々の職員のモチベーションを低下させる原因につながらないかどうか心配です。職員のモチベーションの維持向上へどのように取り組まれるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず1点目でございます。平成30年9月定例議会においても御質問いただきましたが、本町においてセクシュアルハラスメント等についての苦情処理要領及び太子町職員服務規律集にてハラスメントについて明確に定義し、職員周知を行っております。

また、綱紀肅正に関する通知にあわせてセルフチェックシートを配付し、みずからの言動がハラスメントに該当しないかなど振り返りの機会も設けております。

また、近隣団体等で構成する播磨自治研修協議会や兵庫県町村会等が開催するハラスメント等に関する研修に職員を派遣し、知識の習得や自己の気づきを促すよう努めております。

今回の事件を受けた取り組みとして、これまでも定期的に発出しております綱紀肅正に関する通知を再度発出し、所属長を中心に開催する職場会議において、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ勤務の遂行に全力を挙げてこれに専念しなければならないという根本基準のもと、適正な事務の執行に努めるとともに、雇用主にパワハラ防止対策を義務づけた女性活躍・ハラスメント規制法によりコミュニケーションの活性化や円滑のために研修等必要な取り組みを行い、職場環境整備に努めてまいります。

次に、2点目でございます。被害者職員へのケアのことでございますが、今回被害に遭った職員に対して総務課及び管理課を窓口として保健師等にも相談しながらプライバシーの保護を最優先にして職員に寄り添い不安を払拭していただけるよう対応を行っております。全職員が安全に安心して働けるよう、引き続き職場環境を整えてまいります。

次に、3点目でございます。職員のモチベーションの維持につきましてでございますが、相談体制の構築や職場環境の改善、研修への積極的な参加によるスキルの取得により、職員の仕事に対する意欲の向上やモチベーションの維持に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 (1)はちゃんと答えていただきましたので、(2)の職員の心のケアです、被害に遭われた方、本当に被害直後の不安とか混乱は時間の経過とともに少しずつは軽減はしていくと思いますけれども、これがもとになってPTSD、鬱病などを発症する場合もなきにしもあらずです、被害に遭われた方に寄り添いながら、ハラスメントのない働きやすい職場環境に十分に注意を払っていただきたいと再度お願いをしておきます。

それと、平成9年の男女雇用機会均等法の改正におきましては、事業主に対するセクハラ予防配慮義務規定が設けられております。これは当然どういことがセクハラなのかパワハラなのかマタハラなのか、そういうことを知らしめながら絶対にしないということの配慮もありますけれども、今回のように女子トイレで盗撮されるという設備にも問題があったのではないかとこのことを私も見て回りました。

今後、同様の事件が起きない、起こさせない予防、抑止力のための施設の改善の必要ですが、その対応についてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） このたびトイレで起きました盗撮につきまして、今後の予防という形でトイレの上の部分にパネルを張らせていただくような措置をさせていただいて、今後起こらないというような形で対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これはもう施工済みですか、まだですよ、いつごろ完成させます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今、準備中ございまして、早期に対応したいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 女子トイレを見ますと、本当に上のほうがあいていて、ちょっと背があると差

し込めるというふうな状況でした。今回、事件が起きて改めて思いましたけれども、またこの職場内の女性の方からの意見も聞いていただきたいと思います。ほかに何かできる対応がないのか、設置者として何かしなければいけないことがないのか、そういうことも女性のほうからも聞いていただいたり、それから守衛さんの見回りの巡回も増やしてほしいなと思います。

このように、1階でしたらこの議会等も人通りはありますけれども、2階、そして執務棟の2階、3階、ほんまに静かで女性も少ないですから、電気はぱっとつくものの怖いなと思いつつ無理してでも1階におりて用を足すとかということも私自身がありましたので、そこから辺、安心・安全にリラックスできる場所ということでの対応をしていただきたいですけれども、この件に関して女性からの意見とかそういうもの、何か改善方法はないかというふうなことを聞かれたりされることはございますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） このたび被害に遭われた女性の方について、余り話を聞く上では詳しくは聞けない部分もございますので、総務課の女性職員、または組合の女性職員等に意見を聞いて、どのような対応が必要かということも実際にはやっていきたいというふうな考えているところではございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これから聞かれるということですね。

事件が起きたのが5月20日で、その前からそれらしきものはあったということなので、しばらくの間怖い思いをしながら働かれた方もいますので、これも早さが勝負だと思います。安心に安全に働ける職場を目指して頑張っていただきたいと思います。

それから、職員のモチベーションを上げていくべきということで申し上げましたけれども、このたび不祥事の問題のほかにも3年ぐらい前から早期退職の職員が増えております。また、新規に採用の職員が増えてきておりますのでこれは重々申し上げたいです、それぞれの事情を配慮した人事配置、職員の時間外勤務等の縮減、また一人一人が充実感や達成感を得やすい職場を整えていただきたいと思いますが、これについては何か具体的に考えておられますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 前回もお話しさせていただきましたが、実際にその職員とのコミュニケーションというものがすごく重要で、お互いの信頼関係というものを築くということが最も重要なことなのかなというふうに思います。各所属におきましては、朝礼、終礼というところで今の仕事の進捗状況なんかも管理しながら、お互いに日ごろのコミュニケーションを十分とって上司の指導を受け入れる信頼関係を築けるような形がとれるように指導しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そのように風通しのよい、みんなが腹を割ってしゃべれるようなそういう職場を目指していただきたいと思います。

それと、この6月1日に女性活躍・ハラスメント規制法が施行されました。パワハラに加えて企業のセクハラ防止対策が初めて法律でパワハラを定義して定められております。大企業には施行と同時に、中小企業では2022年4月から企業がとるべき対策が義務化をされてまいります。

そこでお聞きしますが、太子町を初めこの地方公共団体の公務員にも6月1日より対応されるものとの認識でよろしいか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町としてこの法律についてすぐに対応できるというところより

も、町としてこういうハラスメントの対応について迅速に対応するということを示していく必要があると考えております。町としまして、要綱等の改正を含めて早期に対応していくような形で検討していきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 教育委員会におきましては、5月末に県からハラスメント防止指針が今回の義務化に向けまして改訂版が出ております。それを踏まえまして、町教委としましても5月末に6月1日付でこの指針を周知し徹底するように通知を出して対応を行っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 総務部長の話ではわからなかったことがあるのですけれども、今回のこの規制法です、大企業と中小企業に分かれておりますが、私は公務員である限り6月1日からこの法律は適用されるものと思っておりますが、そこは私の考えとずれがあるのですか、どうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町としまして、このハラスメントについての防止について率先してやっていくものだと考えておりますので、厳正に対処する旨の方針等を示していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 済みません、この法律が太子町でももう適用されるのかどうかということ聞いております。それについてお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町についても適用されるものと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 当然だと思います。公務員はこの各種ハラスメントの防止について模範となるべきものでなければなりません。そして、太子町としては職員が一人一人の能力が十分に発揮できるようなハラスメントのない職場にしていく必要があります。ですので、この6月1日に施行されたばかりの、これは法律になりましたので、2018年の町長のときです、あのときはまだ法律でもありませんでしたのでそういう罰則規定とかそんなのはありませんけれども、今回からは悪質なものについては罰則も辞さないというそういうふうな強力な法律になっております。

みんなが何がハラスメントなのか、それを十分に注意をいただきながら、この法律を守りながらこの6月1日よりはっきりとハラスメントはされる側にとっては体調不良、また鬱、最終的には自殺をする場合もあるという、こういう人生を左右する恐ろしいものがハラスメントでございます。しっかりと対応をしていただきたいと思いますけれども、町長、一言もこれについて言われていないのですけれども、任命権者として町長にここは答えていただきたかったのです。職員の不幸事について、その決意は行動にあらわしていかなければならないというのは町長に投げかけたつもりでございましたけれども、町長から再度どのような決意でどのような職場にしていくのか、ハラスメントが絶対にないというふうな職場にしていく旨の決意をお聞かせください。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） このたびこのような事件が起こりまして、町民の安全を守るべき職員がこういうことを行い、皆様方に多大な迷惑と心配をおかけしたこと、町長としてまことに申しわけなく厳粛に受けとめております。

私自身もみずからを戒め、襟を正して職場のみんなと仲間と一緒になましてなお一層ハラスメントと言われないように、そういうことがないようにこれからも努力を続けていきたいと思っています。失った信頼を取り戻すことは容易ではございません、今議員が御指摘のように精いっぱい努力してまいる所存でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 本当に任命権者である町長が真っ先となってリーダーシップをとりながらこのハラスメント防止の職場、また環境整備をしていかなければなりません。特別職、また町幹部も当然ですけれども、昨日会議の冒頭でここにおられる特別職、また町幹部の皆さんが今回の不祥事に対してわびる場面がございました、そのことが私は皆さん改めて決意をされているんだなということを感じております。

今後は、信頼回復に向けてパワハラ行為の禁止を徹底しながら相談体制の整備、また再発防止策を講じていただきたいと申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午前11時47分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

次、松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、1番松浦崇志、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに一言申し上げたいのですが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言下においても不要不急の外出には当たらないはずの議会における常任委員会ではありますが、感染拡大防止対策をしっかりと行った上で開催すべきと私、松浦、森田議員、出原議員の同期議員3名は強く主張したわけでありまして、それについては新型コロナウイルス感染症への課題が目の前にあるからこそ事業者への支援はどうするのかとか、あるいは教育のこと、福祉のこと、対策本部の考えはどうかなどさまざまなことについて議論すべきであると、そしてこの難局を乗り越えるために今こそ知恵を出し合うべきであるという考えを持っておりました。

結果的に、令和2年5月の総務経済建設常任委員会は開催され、福祉文教常任委員会は開催されなかったわけですが、つまり何が言いたいかといいますと、報酬をもらっている以上、議員としてしっかり活動すべきであるということでもあります。

前置きが長くなりましたけれども、今申し上げましたことを前提に、本来議員が政策を提言し議論することが趣旨である一般質問ですから、本来であれば時間をとってきっちりやりたいところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一環で一般質問に係る時間を短縮しスムーズな議会運営に協力するという観点から、今回は森田議員、出原議員の2名は一般質問を辞退しました。私が代表でというわけではありませんけれども、一部彼らの意見も参考にしながら今回は一般質問に挑んでいきたいと思っております。

では、去る3月定例会の一般質問の冒頭、新型コロナウイルス感染症について休校などに伴う子供たちへの影響、経済面においては町内の事業者には深刻な被害が出てくる懸念を申し上げ、心のケア、フォロー体制の確立など先回りした対策をすることを求めました。ぜひ議事録を読み返していただきたいと思っております。

そのときは誰も余り深刻さを感じていないように感じましたけれども、その約1カ月後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として緊急事態宣言が発令され、それ以降、外出自粛や休業要請により町民の生活は一変し、今は誰も経験したことのない国難の状況下にあります。

深刻な影響をこうむっている町民や町内事業者のために、今こそ町当局、町議会が知恵を出し合い、町のために働くことが必要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算案について、近隣の市町では4月あるいは5月の臨時会で第一弾となる対策案を早々に議決しているにもかかわらず、本町においては同時期に同じような対策案が出されず、なぜ太子町はいつもこんなに対応が遅いのかと住民から嘆きの声が聞こえてきております。本町の対策本部においては、残念ながらスピード感も機動性もないことが浮き彫りになった点は反省すべきであります。

しかしながら、当6月定例会において新たな補正予算案が上程されました。内容については慎重な審議が必要であります。議決された後はその施策について一刻も早い住民への周知と対応が必要となってきます。

また、今後は感染の第2波への警戒とその対策が必要であります。次は遅きに失することがないように、万全の備えを求めます。

それらのことを踏まえ、以下に問います。

(1)新型コロナウイルス感染症対策について、今後の対策本部のあり方、意思決定の手順、スケジュールなど、どのように進めていくのか。また、町民への周知はどのようにしていくのか。

(2)学校園など教育委員会においてはどのように進めていくのか。主に保護者への通知はどのようにするのか。

(3)新型コロナウイルス感染症に係る対策として、今後、国からの臨時交付金の使い道について、いつもの議場一発勝負ではなく議会や委員会などで事前に協議し、町民のニーズや意見を広くリサーチした上で施策に反映するという考えはないか。

(4)交付金で賄い切れない部分については、場合によっては財政調整基金の取り崩しも必要であると考えますが、それと同時に新たに別の財源を確保するという考えを持つべきではないか。今、私たちが直面する難局を太子町がみんなで和になって乗り切るために、学校教育や福祉・医療、商業振興などあらゆる面において新型コロナウイルス感染症対策に必要な支援をしていくために基金を設立し、町長、副町長、教育長の町三役と町議会の報酬や議会費を削減したものをそこへ充当する。また、町内外から広く寄付金を募るなどして新たな財源を確保するという考えをどうするか。

町三役におかれましては既に報酬削減をしておられますので、一旦報酬をもとに戻した状態からの削減という意味でありまして、二重の削減という意味ではないということを申し添えておきます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時00分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、(1)と(3)について答弁をさせていただきます。

まず初めに、(1)今後の対策の進め方でございますが、国の緊急事態宣言が解除された今後におきましては新しい生活様式の定着を図り、新型コロナウイルスの感染拡大を予防しながら安全で安心な日常生活を取り戻すべく対策を講じていく必要があると考えます。

今後の対策本部の運営におきましては、引き続き感染予防、感染拡大防止に向けた対策に取り組んでいくとともに、町の事務事業の執行におきましてもこの新しい生活様式の定着という視点

に立ち、ゼロベースで見直しを図り、感染拡大防止に取り組んでまいりたいと考えております。

現在も本部会議を定期的開催し、全庁的に統一して対策に取り組んでおります。また、本部会議での検討結果につきましては、町ホームページ、広報等に掲載し、町民への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

(3)感染対策の事前協議につきましてでございますが、町長がいつも申しておりますように議会と行政は両輪でございます。議員の皆様から御意見、また町民のニーズについても広く賜りたいところでございます。

しかしながら、5月15日の臨時議会に提出しました補正予算につきましては、4月30日に国の1次補正が成立し、5月1日の地方創生臨時交付金の本町交付金の内示があったものであり、タイトなスケジュールの中で予算計上する事業を選択、決定し、臨時町議会に上程したものであります。

また、この6月定例議会に上程しました補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において各所属長に対し町民の皆様への生活支援、経済支援に必要と思われる事業を検討するよう指示し、それらの事業の中から選択、決定し、今議会に上程させていただいているものでございます。

この間、5月1日付で総務経済建設常任委員会から新型コロナウイルス感染症対応に関する緊急提言を賜っており、この御意見は当町が商工会や事業者の皆様から聞き取りを行った御意見と同様であり、当町が経済対策として補正予算に計上したものであります。

今回は新型コロナウイルス感染症対策として早急に対策を講じる必要があり、5月臨時議会、6月定例会に補正予算を上程させていただきましたが、今後におきましても有事の際、予算を検討する段階においてなるべく早目に建設的な御意見を賜れば幸甚に存じます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 私のほうからは、教育委員会におけます対策の進め方、また保護者への通知についてお答えさせていただきます。

教育委員会といたしまして、国、県、町の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定、また県教育委員会からの通知を踏まえて、教育委員によります臨時の教育委員会の会議、また臨時の校園長会を開催いたしまして、学校園、また社会教育施設等におけますコロナウイルス感染症対策を行ってまいったところでございます。

また、西播磨各市町の教育委員会との情報共有も図りながら対策を推進してきたところでございます。

これまでと同様に、今後も国、県からの通知、また関係機関と情報共有を図りながら適切な対策を打っていきたいというふうに思っているところでございます。

また、保護者への通知でございますが、3月初めの感染症対策に係ります学校園の臨時休業から町の対策本部の決定事項を保護者向けに登校可能日を中心にプリント配布、また学校園の一斉メールの機能を利用してメールの配信、各学校のホームページ、町のホームページ等に掲載しまして情報発信をさせていただいたところでございます。

今後もこれらの情報につきましては、情報漏れといったところがないように保護者に迅速かつ正確な情報提供を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私のほうからは(4)基金を創設して町内外から寄付を募るなどして新たな財源を確保したらどうかということについて御答弁を申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症が住民の生活や経済活動に与えた弊害は大きく、これか



らはいわゆる新しい生活様式をどのように定着させ、ポストコロナ社会に向けてこの太子町から太子スタイルを推進していきながら今後の感染症拡大防止と社会経済活動の活性化のバランスを図っていく必要があると考えております。

その財源を確保するため、松浦議員から御指摘があった寄付金の活用は寄付者の思いをまちづくりに反映させ、かつ町民の皆様へ支援を行うことができる意義のある御提案だろうと考えております。

一方、太子町では財源確保の一環としてこれまでから太子町ふるさと応援基金に取り組んでいるところでございます。この寄付金の1事業にはこれまでは皆様御承知のとおり町長お任せ部分も含めまして5つございます。1つには、聖徳太子ゆかりの歴史を継承し、地域文化を振興する事業、2つには地域で支え合う健康・福祉のまちづくりを進める事業、3つには未来を担う子供たちを支援する事業、4つには安全・安心なまちづくりを進める事業、5つ目といたしまして町長特任事業、いわゆる寄付者からすれば町にその使い道はお任せするということとなりますが、御寄付していただく方がその意思を示されて寄付していただける現行の仕組みがでございます。

この現行の仕組みを生かしまして、このたび新たに6番目といたしまして新型コロナウイルス対策に特化した形で、その対策や支援事業の財源にしようとして太子町からの挑戦といたしまして関係規則の改正に着手し、既に今月6月1日から実施させていただいているところでございます。明確な意思を持って御寄付していただけるような形に既に構築し進めているところでございます。

具体的には当該使途目的に寄せられた寄付金といたしまして、経営が悪化しております町内の中小企業者への支援や町内医療機関、医療従事者への支援、第2波、第3波の襲来や複合災害に備えた備蓄品の購入事業等に充当できるよう、スピードを持って現行制度の精度を上げて財源確保に臨んでいるところでございます。

今後はこのことを広く周知啓発していくことが肝要と認識しているところでありますので、何とぞ御理解、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 順番に確認のほうをさせていただきたいと思います。

(1)と(3)、総務部長に回答いただいた部分についてなのですが、主には3番の部分になるのですが今後の交付金がおりにきた場合の使い道等々の議論をするということについてなのですが、国のほうが2次補正約2兆円というようなことも言っていますので、今回と同じように1億円前後がおりにくるかどうかというのは何も決まっていなとは思いますが、ただおりにくるとすればどのような使い道があるのかというのを、今太子町にとって何が足りなくてどうしていくのか優先課題なのかということも議会なり委員会として聞いておけばそれなりの考えも言えると思えますし、ここのこの議場一発勝負で議案が上がってきてということになるとなかなか議論が深まらなくて、本当にそれが町民のためにいいのかということになってくると思うので、そのあたりはぜひ協議できたらいいのになという事は思います。

ただ、それが議会のルールとかそういうことに関連しているのであればそこはもちろんその修正も必要になるかとは思いますが、今回のこういう新型コロナについては特に今まで想定はされていないと思えますので、ぜひその辺は柔軟に考えていただいて物事を進めていきたいなというふうに思います。

あと、(2)の学校の分についてなのですが、こちらについても臨時の教育委員会、校長会をされてその都度情報を出していただくということなのですが、ついこの間もあったのですが学校によって保護者が受け取るメールが、ある学校の保護者は金曜日の時点で夜

に受け取っている、ある保護者は週をまたいであったということで、もうこの土日の間で運動会があるとかないとかそういうようなことのうわさ話だけが学校をまたいで保護者同士で話になっているというのを僕自身がそれを目の前で目撃したものですから、そういうふうないつ情報を開示するのかということのルールがあるのかないのか、そういうふうな仕組みの部分というのはいかがお考えですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、臨時の校園長会が多いときには週に2回とか開いた週もございます、最低でも毎週のように開いております。そのときに教育委員会なりその校園長会で決定したような内容については、いついつの何時以降、この情報を流していいですよというような情報共有を図っているところでございまして、この校園長会が終わればもうすぐに流していただいてもいいですよ、そういうような情報共有を図っているところでございます。

今言われました保護者の受け取る日のずれというのは多少学校園によってあるとは思いますが、今おっしゃられたような2日であるとか3日であるとかそういうような大きなずれはないように今後は気をつけたいと、校園長会でもその辺については確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 くれぐれもその情報が来ないということでのストレスを与えないようにということだけ徹底していただきたいというふうに思います。

次に進む前に、ごめんなさい、さっき答弁をもらい忘れてのですけれども、3番の部分の今後の2次補正が上がってきたとき、臨時の交付金ですか、このあたりの対応策について、例えば委員会に報告とかそういうものがあるとか全協にそういうのが上がってくるとかということは今のところあるのかないのか。先ほど申し上げたように議会のルールがあるのかも今それ私わからないのですけれども、どういうふうにお考えかだけお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） このたび5月1日付で総務経済建設常任委員会から御意見を賜りまして、そのような意見をいただきましたことについて町としても本当にありがたいことだというふうに考えております。

議員の皆様からいろいろな意見を頂戴した上で補正予算等のほうにも反映できるということは、今回の有事に限って言いますと町としてもいろいろな情報を収集した上で対応していくということから有効な考え方だというふうに考えておりますので、予算編成も時期的にも早期に急がなければいけない時期でもございますので御意見を賜ればというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 商工の関係で申しますと、既に私どものほうからは私の所属している部署に商工関係で次の2次補正、どういったことを案として考えられるかはもう既に指示しています。私も当然商工会、それから事業者の皆さんからの御意見をできるだけ集めようと考えております。

今もう既にそういう時点でございます。委員会ないし議員からこういった御意見があるけれどもどうやというような御意見を賜りますれば、それを参考にまた最終的には地方創生臨時交付金等の影響もありますけれども、どれぐらいおりてくるかもわかりませんが、その内容を含めながら最終的にまた臨時議会等の手段でお諮りするようになるんだらうと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 総務部長と経済建設部長の答弁をいただいたのですけれども、要は委員会から前回のように提言という形で出すべきという、それは一応受け取るよというような感じだったのか、それとも今こんなん思っていますというようなことが逆に委員会側に来るのか、その辺はどう、全部出し続けなあかんのですか、こっちが提言を。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、補正予算を計上する事業につきましては町のほうで最終的な決定もさせていただくところでございますので、その内容につきまして議員の皆様には内容等について御審議いただくというような本来の流れがございますので、町としては御意見をいただきましたというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 わかりました。

町民にとってどういう策が有効なのかということをももちろん町当局の方も考えられて、また議会もそういうものを考えていいものになることがベストですから、そういうふうにもしていきたいなというふうに思います。

続きまして、4番の基金の件なのですけれども、今回新しく6番ということで新型コロナウイルス関連に用途を絞って創設されるということなのですけれども、非常にいいことだなというふうに思いますので、改めて基金をつくらなくてもそこにそういうものがあるのであれば活用すればいいというふうには思うのですけれども、ここの質問に投げかけていた部分でなかなかお金の話なので言いにくい部分もありますけれども、町三役の方が例えばそこに報酬の一部を削減したものを入るとかということに対しての答弁をいただいていたので、そのあたりはどうかというふうに思います。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 新たな財源確保の方法につきましては、当該市町それぞれ御事情がさまざまなことと考えます。御承知のとおり、管内他市町、宍粟市を初め三役の給与を、議員報酬などをどのように削減するかはそれぞれの市町で一律ではないと思います。

議員分について、議会とか議長で取りまとめて議員提案で削減されている団体も数多く見受けられます。また、議会で取りまとめられたものを当局と一緒に上程している市町もございます。

当町の制度設計、ふるさと納税を活用したものに近いのが神戸市でありますけれども、議会として政務活動の調査費がまず支給されているところにおきましては、コロナ禍で活動もままならぬことから、また視察研修もできない状況を考慮して当該費用を削減するなど、それぞれの団体において創意工夫した形で少しでも住民に寄り添える形が何がしか、何とか形にならないものか、どうにかならないかという思いがそれぞれの立場で突き動かしているのではないかなと思っております。

松浦議員の質問要旨にございましたように、町三役についてのさまざまな諸事情で行財政審議会に諮られて反映されてきて現在のそれぞれの三役の給料が決まっております、それぞれ15%、10%、8%と当分の間、削減されてきております。町長におきましては、一部報酬を寄付するということが公選法の違反になりますので、条例等で削減していただくことになるかと思っております。

削減時から時限的なものであればよろしいのですけれども、当町におきましては半ば恒久的な規定になっておりますので、審議会で一旦もとに戻すことが適当であるような答申がされた上

で、急激なこのような経済状況の変化とかこのたびの不祥事とかに対応すべく機動的な減額を実施することもやぶさかではございませんが、この点につきましては引き続き調査研究させていただきまして、先ほど来から繰り返しになりますけれども当町におきましては既存の制度を活用しながらふるさと納税の基金をもとに御提案の財源確保を進めてまいりたいと思いますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 つい先日、議会のほうで今のところは議員報酬の削減は行わないということだったのですけれども、私、町会議員になりまして1年ですけれども、町会議員というのは町民の模範となるような行動をしてその道を指し示す人であるというふうに私自身は思っていたわけですから、今回の決定については非常に残念な思いをしております。

コロナ禍によって報酬が減るわけではない私たちが町民に示せるのはそういう姿勢ぐらいしかなくて、せめて姿勢だけでも示すことが大切なんじゃないかなというふうに思ったので今回の提案にたどり着くわけですけれども、宍粟市がされていたり加西市がされていたりとかという、もちろんいろんな市町ごとのルールがあってされていることではありますけれども、そういうことができないものかなというのは今非常に歯がゆいなという思いがありますし、この考えを私の近しいところの住民の方、結構な数の方にお聞きしてもそんなに否定的な意見はなかったものですから、この考えが間違っているのかな、間違っていないのかなの自問自答をする日々ではあるのですけれども、その中でいろんな考えをめぐらせていく中で今回の基金、例えば基金の創設という提案をさせていただいたわけですけれども、寄付するべき、するべきじゃないというこの議論は今置いておいて、自分を育ててくれた町だからとか、あるいは自分が住んでいる町だからということで太子町のために何かしたいと、そのような心ある方々の気持ちを広く町内外から受け取る有効な仕組みづくり、プラットフォームをつくるということが大事なんだろうというふうに思うのですけれども、今先ほどふるさと納税の6番でつくっていただきましたけれども、実際に太子町のために何かしたいんだけれどもマスクが手に入らないからマスクの寄付のしようがないとか、あるいはお金で寄付してもその使い道がわからないという声があったのでこの提案をさせてもらったのですけれども、6月1日から稼働しているのであればいち早くそういうのをどんどん周知していただくとということが新たな財源確保に向けてつながっていくのかなということを思います。

あと、こんな話がありまして、例えばこういう寄付を募ったところで集まったお金が10万円、20万円、100万円集まって何ができるんやということをおっしゃる方もあるのですけれども、例えば姫路市のように学校園に手洗いの自動水洗化をするだとか、自動の石けんディスペンサーを設置するだとか、今の太子町に不足していてすぐにでもできる部分ということがあるはずですから、たとえ10万円であっても、だからお金がない、お金がないではなくて、お金を生み出す方法を考えればいいだけなので、そのあたりをもうどんどん取り組んでいただきたいなというふうに思います。

もっと言えば、たかが10万円でも町内の子供たちやお年寄りのために使うことで、新型コロナだけでなくインフルエンザに例えば感染しなくなったとかそういう効果もきっと出てくるはずですから、町民が健康でいられるということについてそれだけでも十分意味があることだと思いますので、当局におかれましてはそのあたりも念頭に入れて事業を組み立てていただきたいなというふうに思います。

先日、プロサッカー選手の本田圭佑選手が今メディア上で寄付に関しては売名行為とか偽善やとかという声が浴びせられているのですけれども、その中でツイッターでこういうふうにつぶや

いています。売名でええやん、偽善でええやん、その寄付で困っている誰かが救われるって事実には変わりはないということを発信していますので、まさにそのとおりで共感を私自身は覚えたわけですが、このツイッターも今回申し上げてきた私の内容も言葉の本質というのは寄付ということじゃなくて支え合う心というそちらにスポットを当ててというか本質はそこにあるわけですから、そのことを理解した上で、スポットを当てる方向を間違えずに事業の組み立て、あるいは進め方というのをさせていただきたいのですけれども、この6番については特にですけれども、ごめんなさい、最後それだけ御答弁をお願いしていいですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 今、議員の御提案がありましたように、太子町、聖徳太子の町ということで和をもってということでございますので、そのあたりそれぞれの第2次補正の額が幾らになるかわかりませんが、そのあたりの球出しに際しましてはその精神をもとにきちっと事業の組み立てを念頭に入れて進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、2番のほうに進んでいきます。

コロナ禍において、情報が遅い、情報が届かないということが今町民の間で話題になっております。太子町新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した内容は、その日の夜のうちには町ホームページにアップされるが、内容を見るためには町ホームページにアクセスし、そこから該当ページを見つけ出すという行程を踏む必要があります、大変利用しにくく、町民の方から使いにくい、わかりにくいという声を聞きます。それどころか、そもそも町ホームページに情報が掲載されていることすら知らない人が大半であると。

私は、自分のフェイスブックやインスタグラム、LINE等のSNSを活用しまして自分なりに情報発信をしております。こんなときはチャンネルが多ければ多いほど人に伝わる可能性が上がるはずですから、今の状況下においてはいかに正確な情報を早く町民にお伝えできるかということについていつも考えているわけです。

人から聞いた話を別の人に話す、正確な情報が伝わっていけばいいですけれども、中には間違った情報が拡散されております。今は不安とか不満が募るばかりの結果になっておりますけれども、速やかに正確な情報を町民に周知できる仕組みづくりが急務であると考えます。以前から事あるごとに発言していますが、「広報たいし」以外の媒体を活用するときに今まさにそこに来ているというふうに思います。

それらを踏まえて、以下に問います。

(1) 正確な情報を周知するという点について、現状の仕組みと今後の展望について。

(2) インターネットを活用した情報発信についてどのように考えているか。現在、太子町においてSNSを活用した情報発信はフェイスブックのみであるが、そのほかのサービスを活用することは考えていないのか。情報発信のチャンネルは多ければ多いほど利用者である町民に正確な情報が届くことにつながると思うが、いかがか。

(3) LINEで多くの情報を提供している自治体があります。新型コロナウイルス感染症対策関連の情報配信については、経済産業省や厚生労働省を初め国の各機関、兵庫県、自由民主党などの各政党、首相官邸も活用しております。そのような状況において、本町ではLINE公式アカウントを持ち、正確な情報をリアルタイムに情報発信するべきではないかと考えるが、いかがか。お金がかからないなら、なおさら即時導入すべきと考えます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の正確な情報周知と今後の展望につきまして、現状の仕組みとしましては町広報、ホームページ、フェイスブック、必要に応じてチラシの配布などの媒体で情報発信を行っております。

また、本町の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定内容については、町民の皆様が目にとまりやすいようホームページのトップページ上の新着情報への掲載も行っております。

また、議員のおっしゃるとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症に係るさまざまな情報について、インターネットなどでは流言、デマを含むさまざまな情報が飛び交っています。不確かな情報に左右されないためには情報源が明らかな正しい情報を得ることが重要であるため、5月25日に発行の「広報たいし」6月号において個人ができる対策として政府、自治体、研究機関、全国紙などで紹介されている適切な情報を探すことや、反対にさまざまな情報でかえって不安が増す場合はテレビ視聴やインターネット閲覧の時間を意識的に減らすなどして情報をとり過ぎないようにすることなどを周知したところでございます。

新型コロナ感染症に関する情報に限ったことではございませんが、正しい情報を適切な量で取り入れるということについて今後の広報紙等においても発信するとともに、町民の皆様のニーズに合った情報の積極的な配信に努めてまいります。

次に、(2)のフェイスブック以外のSNSの活用についてでございますが、議員のおっしゃるとおりさまざまな媒体を利用することを通じて多くの方に情報を伝えることは重要であると考えております。現在、町PRを目的とするさまざまな風景写真、食、観光、イベント等の掲載に向けたInstagramの開設準備を進めているところでございます。

(3)LINEの導入につきまして、LINEにつきましては昨年より地方公共団体向けに無償での地方公共団体プランが開始されております。近隣市町においては姫路市や赤穂市で既にLINEによる情報配信が行われているところでございます。本町においても既に多くの町民の皆様が利用しているLINEについては、ホームページなどが情報プル型であるのに対し情報プッシュ型であるため、素早く新しい情報を広く提供することなどにすぐれていると考えますが、一方で各個人に必要な情報の取捨選択ができずブロックされるケースなどの課題もあると認識しております。

先進地の取り組み状況なども精査させていただき、ホームページやフェイスブックなどとあわせた情報発信ツールとして導入を研究していきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 つい先日も、ホームページを見ているけれども全然情報が載っていないということを、学校関係のこととかが載っていないということをすごく指摘を受けたのですけれども、見てみると載っているのです。ということは、たどり着き方がわかっていらっしゃるんですけども、見てみると載っていないということもあって、町の例えば教育委員会が発行している学校の再開はこうですとかという情報については私がそれをダウンロードして自分のフェイスブックとかLINEとかで発信というか、それは私の知っている人じゃないと情報が届かないのですけれども、ただ一人でも正確な情報が届けばいいわということで発信をしているわけですけれども、そういう問題点が今起こってきているので、今後、この先このコロナウイルス関連のことが落ちついてきた後は、今総務部長がおっしゃったように情報をブロックするとかということもあるかもしれませんけれども、今このタイミングにおいてはもうみんな情報が欲しくて欲しくてということですので、間違った、私知っているよというのを、間違った情報を、人から聞いたことを伝えていってしまうのでどんどん間違った情報になってしまうということなので、このLINEがいいかどうか

かというのはもちろん研究は要ると思うのですが、中にはいずれLINEはまた違うサービスに取ってかわられるという意見もあるので、それはそのとき考えればいいことで、今もう既に普及しているものを活用しない手はないんじゃないかということも思いますし、スマホにだけ情報が入ると紙媒体しか見れない例えば高齢者の方はどうするんだとかという議論にすぐなるのですが、それはお互いが補い合いながら、「広報たいし」をやめるというわけじゃなくてうまく連動しながらというふうにやっていくべきじゃないかなというふうに思います。

例えばなので、5月末のニュースですけれども次亜塩素酸水がウイルス除去にはいいですよということです。ずっとこのコロナウイルス発生以来来ていましたけれども、ついこの間、私も余りあれなので、次亜塩素酸水についても製造方法によっては全く有効性がまだ定かじゃないというのを経済産業省が発表しているわけです。

ということは、そういう情報もこういう時代ですからきのうの情報がもうすぐ古いものになったり間違っただけのものというのはいくらでもあり得ることなので、それを「広報たいし」に載せていると1カ月前の情報提供になってしまうので、補えるスマホを活用したものを導入すべきじゃないかなというのを思います。

これ通告していないのですが、もしおわかりになれば、たまたま出ていたニュースは鳥取県米子市の小・中学校で導入を予定していた次亜塩素酸水の噴霧器の設置を急遽取りやめたというニュースがきのうあったのですが、太子町内においてはそういう設備があるのかどうか、もしおわかりになれば。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 次亜塩素酸水につきましては、議員御指摘のとおり5月25日の段階で揖龍の医師会、それからたつの市の薬剤師会、あるいはさわやか健康課、あるいは校医等と私どもも協議をさせていただいて、各校園に消毒液として配置をしておりました。もちろん噴霧のあいうのではなくてこういうものですが、

それで、5月30日付で次亜塩素酸水を控えてほしいと、従来でしたら差しさわりのない、使っても構いませんよという通知でしたけれども、置くことを、使用を差し控えていただきたいという通知が30日に来ましたので、6月1日からの登校に向けて一斉に全部撤去しまして、アルコール、そういう以外のもので対応するように今しております。

今後、この次亜塩素酸水につきましては結構寄付もいただいたりしておりますので、とりあえず保管をさせていただいて有効にさせていただきます。また、噴霧器等の危険だという指摘があることについては、一切指示をして対応するようにしております。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 受け取った正確な情報を正確な形で活用していくということがもちろん当然です。知り得た情報はもちろん公開していいものは速やかに町民の方に公開する、そしてどんな町民の方が今現状であればホームページしかない状態ですからホームページを見てもそこへアクセスできる、たどり着けるような構成、デザインにさせていただくべきであって、載せているからそれでいいでしょうという考えはおやめいただいて、きちっとユーザー、町民のことを考えた配慮というか進め方をすべきだと思いますので、そのあたりを申し上げて、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 以上で松浦崇志議員の一般質問は終わりました。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告により質問をさせていただきます。

まず、この質問は一部松浦議員が既に質問しているところもありますので、重複しているところはもしあれでしたら答弁を割愛していただいても結構でございますけれども。

このたびの新型コロナウイルス感染症に対する対応について、経済的な面のところを質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症はこれは大きな災害と言えます。日本中が手探りの状態でいろいろな施策をとってきたが、どの対策がよかったかは今後の結果からしか見えてこないと思います。日本中のみんなが戦いだと思い、それぞれの立場で最もとれる最善のことを行ってくれていると思います。

太子町としても、町内からは新型コロナウイルス感染症を原因として一社の倒産も出さないとの思いからか、借入金に対する利子補給を2年間延長する施策をとって、多くの中小企業の皆様から大変ありがたい施策との声が私のところにも来ています。太子町では幸いにしてコロナ倒産との報に接していないが、これからまだ予断を許さない状況だと思う。今後も太子町からコロナ倒産は一件も出さないとの決意でこれから太子町も戦っていただきたいと思います。

しかし、今から見ると、平時にこのような事態を想定してマニュアルがあればもっとスムーズに支援ができたのではないかという思いもあります。この辺のところを今後改めて見直していただき、今後の危機管理対策の指針にしていいただきたいという願いから質問をさせていただきます。

(1)太子町としては、国や県の政策を見きわめてからでないとも手が打てないこともあり大変困難の状況下の決断であったと推察しますが、以下のことについて検討できるのではないかと。

①太子町の実態情報をどのように収集するか。総務経済建設委員会の一部のメンバーは直接飲食店へ行き、2月、3月の売り上げの落ち込み状況やどのような支援策が有効かをヒアリングした。正確な数字ではないので緊急提言である程度の文書になった。このとき痛感したのは、最初に被害の状況や現状をつぶさに分析できるような経済指標などを持っておく必要があるのではないかと。また、情報を収集するといっても、このような非常時では町職員のみではとても手が回らないことは明白である。そのため、議会とか商工会、経済団体などが協力できるような仕組みができないものではないかと。

②支援を受けるときの申請書の作成において、中小企業の経営者ではなかなかあの書類を一度で間違いなく作成するというのは困難なようです。現に商工会や税理士事務所において書類の作成依頼が多数寄せられています。ネット申請をしたら、間違いがないかと複数回申請した人もおられるようである。このようなことから、かえってネット申請のほうが手間がかかることになっていたりしている。プログラム上の問題もあるが、申請に不安がある人についてはどこかで指導をしてもらうような仕組みがあればもっとスムーズにいくのではないかと考えるが、いかがか。

③東京都は独自の感染拡大防止協力金と称して都の休業要請に協力した中小事業者の皆様に対して協力金の申請をする際に、専門家による事前確認により申請から支給までが非常にスムーズにいける制度を立てている。もちろん専門家の事前確認がなくても申請はできるが、支給までに時間を要することである。太子町も同様にスムーズな支援を支給する仕組みを事前につくっておくことは考えられないか。

④経済を早急に立て直すために、町独自の経済対策が必要となったときには一体幾らまでであれば財政出動できるとかを考えられたのか。当然、財源は財政調整基金を充てることになるはずですが、その場合には何の指標が幾らくらいまで悪化が許されるなど事前に数字を持っておくことと決断が下しやすいのではないかと考えるが、今後そのような計算をしておくことは考えられないか。



⑤地方創生臨時交付金が補正予算で2兆円追加され——これまだされていませんね——具体的な内容はいまだわかっていないが、太子町としては太子町事業者に対して支援に使えることができるのではないかと。どのような支援をすればよいかについて議会と一体となって考えるより効果的な支援策を行うことは考えられないでしょうか。

以上でよろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まず、私のほうからは④の財政出動以外の①から⑤のほうを答弁させていただきます。

まず、①の町の実態情報の収集でございますが、コロナウイルス感染症により経済が大きく落ち込んで、町内の事業者におきましても日々の売り上げが激減し、特に観光業、飲食業においては大打撃を受けておられて、また建設業や製造業におかれましても資材が入ってこないため工事が進まない、また物がつくれないといったような事業者も少なくなく、悲痛な思いをされていらっしゃる事業者の方々がかかなり多いとお聞きしております。

このような現状を素早くキャッチして町の施策に迅速に反映していく、あるいは事業者に迅速に支援を行える体制づくりを整えることは非常に重要であると考えております。

5月臨時議会で御議決いただきました利子補給制度等の施策につきましては、事前に当方から商工会、また事業者の皆様方に聞き取りを行いながら、本町が採用し得る施策を選択し提案したものでございます。

また、今回6月定例会で一般会計補正予算（第2号）、また水道事業会計の補正（第1号）で御提案させていただいております商工に係ります施策につきましては、臨時交付金を充当できそのような内容を今回町で選択したものでございます。

いずれにしても、議会、商工会、その他の団体から事前にさまざまな御意見をお聞きする機会があれば事業選択する上で非常に貴重な参考となるのは確かでございますので、事前に御意見等をお伺いする機会が多ければ多いほどよいと考えております。

2点目の申請書の作成等の支援についてはどうかということでございますが、テレビや新聞の報道等によりましてオンライン申請は迅速に申請できるといった一方で、申請書類が間違っていたり何度も申請するといった事態が発生しておって、ネットでの申請が余計に時間を要するといったケースも多々報道されております。

町内におきましては、中小企業や小規模事業者の相談窓口として太子町商工会がコロナウイルスの関係で融資の相談を初め、国の給付金申請についても支援を行っていらっしゃいます。状況についてお聞きしますと、申請書自体もかなり複雑になっておって、ネット環境がない事業者の方々も本当に混乱されていらっしゃるという話を伺っております。商工会では、そういった事案につきましてもわかりやすく丁寧に指導いただいております。

本町としましては、商工会と密に連携しながら事業者の方々へわかりやすい説明を行って、事業の継続、また承継、また経営支援を進めてまいりたいと考えております。

続いて、③の申請する際の協力基盤の確認でございます。

東京都の施策につきましては、専門家に委託して事前審査をしてもらうことにより申請手続や確認作業をスピーディーに行って、事業者に対する補助金を迅速に支給するためにとられた施策と認識しております。東京都の施策は、事業者の方々の費用が一切発生しない大変いい施策と思われませんが、事業者数、人口規模、申請件数等を踏まえすと莫大な件数であり、東京都の職員だけでは手が回らない状況を勘案したものと考えております。

本来、休業要請等の申請は都道府県が行うものであり、都が対策が行うことに関しては理にか

なっていると思っておりますけれども、本町として県の休業要請に係る申請書の作成、また手続について事業者の方々の手助けをするというよりは、町としましては他の施策を充実させて、少しでも事業者の皆さんの手助けとなるよう支援を講じていくほうが有用であり適切ではないかと考えております。

次、5点目でございます。どのように支援をすればよいか議会と一体となって考え、より効果的な支援策を行うことは考えられないかという点でございます。

まず、地方創生臨時交付金の詳細、本当にまだ概略しかわかっておりません、国の経済対策の第2次補正予算につきましては雇用調整助成金の上限額の引き上げ、家賃支援給付金の創設として家賃の3分の2を6カ月間給付、また休業手当を受けることができない労働者の皆さんが直接給付を受けられる制度等が盛り込まれて、今現在は閣議決定の段階であると認識しております。

本町の町内事業者の方々の売上げの減少につきましては正確な数値の把握はできておりませんが、大幅に減少していると想定しております。危機的な状況であるとも考えております。国の2次補正を踏まえて、少しでも事業者の方々への支援につなげられるような施策を今後についても積極的に検討してまいりたいと思います。

実際に議会と一体になってというような問いでございます。松浦議員の御質問に答弁させていただいたとおりとなりますが、今後においてもなるべく早目に建設的な御意見を賜りながら、町として検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） それでは、私からは4番目の項目の経済対策に必要な財政出動とその指標についてお答えします。

財政調整基金は、条例上、経済情勢の変動による財源不足、災害時の復旧経費や減収の補填、緊急の大規模建設事業などやむを得ない経費、地方債の繰上償還に充てる場合など、年度間の財政不均衡の調整に処分できるものとされております。

新型コロナウイルス感染症対応の長期化が懸念される中、東京都のように財政調整基金のほぼ全額を取り崩すということはなかなか困難と思われませんが、本町の経済や住民生活を支えるため、先の補正予算（第1号）では利子補給制度創設に伴う債務負担行為限度額8,160万円、今回の補正予算（第2号）では約1億3,800万円の合計約2億1,960万円を使用することとしております。

緊急事態に備えましてこの基金を幾ら保有すれば適切なのか全国的な基準がございませんで、客観的な指標を独自に設けるということは難しいのではないかと考えられます。

なお、本町の平成30年度末の財政調整基金の残高は、県下41市町の中では31番目、12町の平均も下回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時55分）

（再開 午後1時55分）

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 まず、①のところでは情報をどう集めるかということなのですが、確かに今御答弁いただいたように観光、飲食、建設、かなりこれは痛んでいるのは間違いないです。ところが、この中でも逆に売上げが増えているところがあるとか、そんなところがあるのです。そういうところ、じゃあそれが業種で一律にその補助を受けて、売上げが逆に増えているところま

で補助を受けて本当にそれでいいものなのかどうかというようなこともあるわけですが、これは売りが落ちてきているというようなことで、それに対して補助金を出すというようなことでその辺のところはわかるのですけれども、逆にまたそういう売りが増えているようなところはなぜ増えているかというような情報を集めて、それをまた皆さんに流していくということが、これこそ支援金を出さなくても周りの人がよりよくなるという非常に最も安価な経済対策じゃないかなというふうに思うわけです。

建設業でもよそがそういうことでできへんからその間によくやったところで頑張っているところもあつたりして、この情報という、業種でくくりにするということは非常に難しいところが随分あるんじゃないかなというふうに感じております。

だから、商工会は6割いないのですよね、1,188あるのですか、平成28年の業種の統計によると1,188というふうに聞いていますけれども、商工会の会員といたら560ほどしかない。全部ではないのですけれども、商工会といえどもなかなか早期に情報をうまく集めるというのが難しいし、人手の問題もあるわけです。

そんなことで、先ほど東京都の話も出ましたけれども、実は東京都は税理士会に協力をしてくれということを書いてきているのです。その協力している、東京都からこういう協力をしてくださいというような文書が私のところでも税理士ですから来ます、来ました、それで確かに日本のこの状態やからみんな協力してくれ、それをお願いしますというようなことを書いてあるわけです。

私も税理士ですので、我々はどういう強みがあるかといえば毎月お客さんのところへ行っずと状況を調べているのです、毎月。そうすると、いち早くそういう情報を持っていますから、税理士って案外そういう情報をたくさん持っているのです。そういった人を上手に取り込んで、商工会だけじゃなしにそういう人も取り込んで情報を集めるというようなことも考えられると思うのです。

何人かの税理士に話したけれども、この緊急事態やからこれは仕方がないと、だから書類をつくるにしても何にしても無償で協力しますというぐらいの、仲間を褒めるわけじゃないですけどもそういうことを本当に考えている、金もうけだけじゃなしにそういうことを本当に考えてくれているのです。だから、そういったことと一体となってそういう民間の力をもっといざというときに集められる、そういう仕組みをこの際ぜひ考えていただいたらどうかということでも申し上げたのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今、議員がおっしゃられましたような税理士さんをお願いしてというのは私どもの情報不足かも知れません。そういった情報を仕入れておりませんでした。もしそういった形で御協力なりいただけるのなら、また一度税理士会ともお話をさせていただけたらと思います。

また、商工会につきましても、他の市町村でそういった相談業務を実際専門員を雇われてというのもお聞きしたことがございますので、それらを踏まえまして今後、2次補正なりに伴う太子町が選択する事業の1つとしてもまた考えていきたいと思っております。

まず、税理士さんのほうは、代表者の方々と一度お話しできたらなとは思っています。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 幸いに太子町の税理士が龍野税理士会の支部長ですので、全部に渡るようになると思うのでぜひ一度やっていただきたいと思います。

商工会も大変なのです、人がいせんから、人数をどんどん減らされて、今正規の指導員が2人しかいないというようなことで大変な状況のようでございます。かといって、そうそう人を増やしたらどうやと、人件費の負担もかかるということで大変だと思うのです。その辺のところ、何とかそういう民間の人を上手に活用、商工会を通してうまくそういう人を活用してもらおうとか何かそういうことを考えていただいたらどうかということなのです。

財政調整基金は確かにそういう使い方は限定されているということはよくわかっていますけれども、結局は太子町の財政の状況がどこまでやったら許されるかというのがある程度の数字というものを常につかんでおく必要がある。数字をよくしていかなあかんということはわかりますけれども、それをどこまでやったら許されるというところを財務のほうでもしっかりと、これを一般に公開するかどうかは別として、これ公開したらどこまでやらんかいというてこういうことになりますから、だからどこまで公開するかどうかは別としてそういうのはふだんからいざとなったときにどこまでが許されるか、目標とする数字、内容としてこういう数字に常に持っていかなあかんとかというようなことは財政のほうではちゃんとつかんでおく必要があるのじゃないかなということで質問させていただいたのですけれども、その辺についてもう一度御答弁願えたら。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 東京都の例を出させていただきましたが、緊急時によりましては本当全額使うようなことを私も驚いたのですが、休業支援というところで大きく財政調整基金を使われたのだろうとっております。

ですので、極端に言えば全て使うつもりということもあり得るのですが、ラインを設けるといのは事前に予算を組む際に財政調整基金を入れておる額は数年分を確保するということになる、じゃあそれを四、五年分もつのか、そういった部分も考えていかなければなりませんし、剰余金が出ましたら積み立てに回すこともありますけれども増え方が緩やかな基金でございますので、そのあたり御意見を伺いながらこちらも検討はしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 大体予想される答えをいただきました。今後ともぜひ一緒になって太子町の経済をどういうふうにして立て直していくかということをやっていきたいと思いますので、どうぞ議会とも仲よく話をやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 8番中薮清志、通告に従いまして一般質問いたします。

新型コロナウイルス対策の今後についてです。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスがなくなったわけではなく、今後はコロナウイルスと共存すべく新しいライフスタイルの確立が言われています。5月下旬発行の「広報たいし」6月号で新しい生活様式の実践例として案内をしていることは、高齢者も含め、多くの方が目にする様式での周知は住民の安心安全を守るための行動として評価します。しかし、気を緩めればまた感染拡大し不安な生活へ陥ってしまうので、一度の広報だけではなく危機感を持って継続していただきたいと思います。

また、国や県も引き続き警戒しつつ、新型コロナウイルス発生以前に近い生活を送るための対策を考えていますが、その中で一番住民に近い町行政の考えを確認します。

(1)町が情報発信している新型コロナウイルス感染症に係る主な対策の中で、区分「風評被

害、人権侵害防止」における対策で「インターネットやSNSを中心とした感染者や医療機関者への誹謗中傷、商業施設等に対するデマなど、人権侵害や風評被害を防止するための広報を強化する」とあります。内容としてはとても重要で取り組むべきことだと思いますが、具体的にどのような対策を行うのか確認します。

(2)これから行政事務を感染症対策とあわせてコストカットの面でも国の各省庁で策定されている行政手続コスト削減計画に倣い推進すべきだと思います。現在でも町のホームページに来庁せずに行える手続の案内は掲載されていますが、今後さらに推進していく考えかどうか確認します。

(3)町長選挙が7月に行われますが、その投票所で集団感染が起こるリスクを回避するために何か考えているのかと、個人的にはありますが5月の初旬に当局とお話をしました、その際に、私の考える対策として、入り口で手袋を配る、簡易なビニールのものですけれども、鉛筆は消毒や交換を行う、投票用紙記入場所の間隔をあける、立会人の交代を多くするなど、ほかにも考えられる方法があるのでお伝えはさせていただきましたが、そのときには現状のコロナ対策で追われていて考えられていないという話だったのですけれども、それから何か対策は考えられたのか。

この3点を確認します。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうからは、人権侵害、風評被害防止の広報強化という視点で今後の対応等について答弁をさせていただきます。

インターネット、あるいはSNS等の書き込みというのは本当に新たな人権課題として大きな社会問題となっております。最近では神戸の県立高等学校で発生いたしました新型インフルエンザ、東日本大震災による福島原発での放射能、そして今回のコロナウイルス感染症等、本当に目に見えない恐怖、不安感等からいじめや偏見、人権侵害、風評被害等が発生をしておりますことは皆さん御承知のとおりであります。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症に伴う町民の皆様へのお願いと題してチラシを作成しまして、感染症に関して人権への配慮について依頼をしております。また、「広報たいし」6月号で人権一口メモにおきまして医療従事者に対する偏見、差別が日本各地で起きていることを指摘しまして、私たちが立ち向かう相手はウイルスであって、誰もがなり得る感染者ではないということ、あるいは正しく理解して相手の立場に立って冷静な行動をとることの大切さ等と呼びかけたところであります。

今後とも、この町のホームページ、あるいは「広報たいし」の人権一口メモ等の内容の充実も含めまして、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、あるいは情報に基づいた適正な判断や行動の大切さ、あるいは3密防止を踏まえた新しい生活様式の推進等、さまざまな啓発を通して人権侵害、風評被害の防止に努めていきたいと考えております。

あわせて、学校教育におきましても、文部科学省が今回新型コロナウイルス感染症に関して保健教育指導資料を出しております。この資料に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動がとれるよう、児童・生徒の発達段階を踏まえながら適切に指導していきたいと考えております。

あわせまして、現在進めておりますGIGAスクール構想において、児童・生徒がコンピューター、あるいは情報通信ネットワーク等のICTを効果的に活用する学習活動を通じまして情報活用能力の育成というだけでなく、ネットトラブルの未然防止、あるいは情報モラルの指導等を徹底していきたいと考えております。

今後とも、あらゆる機会を通して新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害や風評被害を含めまして、人権教育、人権啓発の充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、私のほうからは2番目でございます、来庁せずにできる手続の案内につきまして、デジタル手続法及び行政手続オンライン化法で行政手続のオンライン化が地方公共団体は努力義務とされています。また、新型コロナに関連する特別定額給付金の申請をマイナンバーカードを用いてオンラインでも申請可能となり、本町では給付の対象となる1万3,740世帯のうち311世帯がオンラインで行われていることから、住民のオンライン申請に対する注目が集まっていると言えます。

令和2年9月からは、現金チャージや買い物の際にキャッシュレス決済を行うと最大5,000円分のポイントが還元されるマイポイント制度が始まり、また令和3年度中には全ての医療機関でマイナンバーカードを保険証として利用できる仕組みの導入計画があるほか、さらには今後、マイナンバーと口座情報がひもづき、災害発生時の公金の給付に利用される可能性があり、より一層マイナンバーカードの普及が加速することが見込まれます。

太子町においても、マイナンバーカードの普及状況と住民のニーズ及びシステム導入のコストメリットを勘案しながら、システム導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)町長選挙での感染防止対策についてですが、本来選挙管理委員会で協議、決定される所でございますが、事務局である総務課として考えられる対策について答弁をさせていただきます。

7月の町長選挙実施に向け、4月以降に選挙を実施した市町の対策内容を参考に対策を講じる予定で考えております。検討している具体的な対策として、期日前投票所や当日投票所におきましては投票に来られた方向けに消毒液の設置、鉛筆やシャープペンの持ち込みを推奨、マスク着用の徹底などを行いたいと考えます。

事務従事者や立会人向けには、マスク着用の徹底、体調管理、会話は最低限にするなど、事前に周知徹底したいと考えます。

会場の対策として、記載台や鉛筆等の消毒、入場制限の実施、順番待ちの間隔をあける、3人用記載台の真ん中を使用しない、定期的な換気、投票に来られた方と事務従事者の間について立てを設置、投票所閉所後に施設の消毒などを検討しております。

また、提案のありました手袋の配布につきましては、近隣の市町では実施されていないものの他県で実施されており、費用や使用後の手袋の処理で課題があると考えております。

選挙におけるコロナ対策に関しましては、7月にどのような対策が必要な状況となっているか不透明な状況でございますが、緊急事態宣言が再度発令され、町内でも感染者が発生したという最悪の状態も想定しつつ準備を進め、選挙に来られた方が安心して投票していただけるよう、選挙管理委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 人権の件に関しましては、本当に子供も大人も注意しながらやっていかないとなというふうに思います。本当に今、太子町、この西播磨では新型コロナウイルス感染者は出ていないという状況下で、逆に一番最初になったらどうしようとか僕自身個人的にも思いますし、そういったところでもしなった人がいても、これはもう今誰がなるか本当にわからないものなので、なってしまってもその方の人権、そのようなときにそういった誹謗中傷によって心を病んでしま

ったりとかそういった人を出さないようにするために、先ほども教育長からもありましたけれどもいろいろな対策でさらにそれ以上にちょっとやり過ぎじゃないのかというぐらい気を使ってもっと広報、そして周知していただきたいと思いますと思うのですけれども、また同じことになるかもしれませんが確認をもう一度とりたいのでお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） インターネット上のこういう人権教育、人権啓発につきましては、これまでも太子町民主化推進協議会が学習会ということでDVDの鑑賞等を通じた学習会を行っております。特にインターネット関連でいいましたら2010年、2014年、2015年、2017年、こういう年度にはそういうDVDを購入しまして学習会をこれまでも行っておりますし、今後もそういう啓発を通じてこういうのをまた使って学習する機会もありますよ、あるいは「広報たいし」の人権一口メモの内容につきましても、ただ単に悪いというだけではなくて、今後、今感染された方々が回復をされて本当に社会へ出たときにどんな目で見られるんだろうとか、あるいはそのときに一緒に頑張ろうということで声をかけていただいて本当に頑張ろうという気になったと、医療従事者が本当に命がけで今やっているのだという当事者の声とか、そういう内容的にも充実させた形で継続して啓発はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 続いて、行政事務の件なのですけれども、行政事務自体もコストカット、また先ほどありましたようにオンライン化を推進していくという中で、今回マイナンバーカードが今部長の答弁の中でも結構ありましたが、特にこの手続、申請のタイミングと、あとこの5月で登録者数というのが今現状でどれぐらいおられて、この5月に急激に増えてきたのかどうかという確認をとりたいのでお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 5月末の時点での交付枚数につきましては5,774枚、全体の16.8%でございます。今、マイナンバーカードの交付につきましては、どうしても定額給付金の関係で人が密集するということのないようにということで、今交付をとりに来ていただくという件数を制御されているような状況でございますので、数としてはどっと来られているということは今はないという状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 もちろんコストカット、また行政手続の簡素化というところでやっていただきたいなと思うのですけれども、今部長がおっしゃられたみたいに役場に来る機会をも少しでも減らしてそういった形でやれるのであれば感染するリスクというのを行政側からも少しは減らせるんじゃないかなと思うので、そういったところの取り組みというのを力を入れてやっていただきたいなというふうに思います。

以前ありましたネット関係、オンライン関係だけじゃなくて以前の旧庁舎であった夜間ポストのようなものとかそういったものというのはこの新庁舎——新庁舎ってもう何年もたっていますけれども——こちらの庁舎で今後そういったところのネット環境の整備というかネットでの申請だけではなくて夜間ポストというアナログな感じにはなるのですけれどもそういったことの設置とかは考えてはないでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、旧庁舎のときに夜間ポストがございましたが、利用の数というのはかなり少なかったところでございます。その理由としましては、現金をそのまま入れるので

はなしに定額小為替とか、あと返信用の封筒とか郵送の準備のための資料も入れていただくというところもございましたので、どうしても利用をされる方にとって御不便なところがあったと考えます。

今、マイナンバーカードを活用しましてコンビニでも住民票、戸籍謄本、納税証明等がとれるようになっておりますので、そちらの活用のほうが住民として利用しやすい環境にあるかなというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今回、特別定額給付金の申請で先ほどもあったオンラインの申請があったというふうにありましたが、311世帯がそういった申請だったということですのでけれども、結局書類の確認等々はオンライン申請があったものの確認というのは最終的には職員の手で行われたというふうに聞いているのですけれども、今回は仕方がないことだとは思っていますけれども、今後の行政の効率化を考えるとさらに簡素化に向けたシステムの導入とか、あと民間企業との連携なども考えていく必要があるのじゃないかなというふうに思うのですけれども、正確なことが言えないのであれなのですけれども他市町ではそういったことも考えてやっているところもあるというふうにちらっと聞いたことがあるのですが、そういう民間企業との連携とかも含めて、今後そういった簡素化に向けた動きというのは何か考えていますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 住民等の問い合わせにつきまして、民間企業と連携しながらAIを活用した問い合わせ等を利用されているところもございます。太子町におきましても、高度情報化計画の中で行政手続等のオンライン化ということも示しておりますので、できるだけ住民の方が利便性のいい形で使えるようなことを検討していきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 デジタルでもアナログでも住民の方がやりやすい、そして人となるべく接しないようにしてコロナの感染リスクを減らすという努力をしていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

町長選挙の件なのですけれども、先ほどいろいろとこういうふうに考えてやっていくよというのがあったのですけれども、僕も思うところをお伝えさせていただいた内容が反映されていたりされていないかなのですが、少しでもせつかく思いを持ってその場に足を運ばれていると思いますので、そこに来て何かなということだけは絶対的に避けていただきたいなというふうに思います。先ほど部長がおっしゃられたように、最悪の状態を考えて設定してそこに向けての対応、今は緊急事態宣言は解除されていますけれども、実際にもうそういうのを考えた上での対応をお願いしたいと思います。

ただ、感染リスクや感染拡大を恐れる必要はあるのですけれども、新しい生活様式を取り入れて前向きに、以前のような生活に戻れるように我々自身も気をつけ、また行政もそのサポートに注力すべきかなというふうに思います。

国民への給付金や事業者に対する支援を見ましても、国や県が新型コロナウイルス対策が現状での一番の課題であると位置づけていることはもう見えてきます。ほかの市町の首長の話でも、新型コロナへの危機感やその対策の重要度の高さがうかがえるところでもあります。太子町も同じく今一番重要度の高い問題であると認識して今後行政運営に当たるのか、そこを確認したいと思います。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 今、議員からの御発言がございましたように、今は平常時というよりは



新型コロナウイルスの感染症対策での有事の事態でございます。有事におきまして、まずは何をすべきかというのは有事対応からまず、ルーチンの仕事は当然皆さんしていただく部分がございますけれども、何をもちかといひますと有事に対応する、1つの例を出しますと定額給付金につきましてもこれは全町職員一丸となつて、スタートが若干遅かつたかもしれないですけれども給付金の振り込み等がもう既に始まつておひまして、非常に今日も毎日処理をして管理もしていただいておりますので、まずは有事に対して的確に確実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 今ちょうど出ましたので、今回の給付金の支給ですけれども、僕も受け付けまでは遅いのかなというふうに思ったのですが、他市町でのトラブルが起きているのでそれを見たりとか方法を見た上で、トラブルだったらそれを回避した方法を見た上できちんと対応するために少し遅くなつていひるのかなというふうにいひ方向に思おうと思つて見ていたのですけれども、受け付けから給付まではスムーズに行われていひるようで、書類を出したらすぐ振り込まれたよというふうな声を僕のほうにも地域の方からも聞いたりなんかして喜んでいただいている声を多く聞きました。その際に、もちろん仕事だからなのですけれども職員の皆さんも頑張つてやつてくれていますというふうに伝えると、住民の方も仕事が増えている中で頑張つてくれているんやなというふうにお褒めの言葉もいただいております。何か知らないですけれども僕も誇らしく思つたのですけれども。

ただ、遅いと思われていらつしやる方も中にはおられますし、現状まだ給付できていひない方もおられるかと思ひますので、そこは引き続き早目の対応を求めたいと思ひますので、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） おつしやるとおひだと思ひます。町としまして、今職員を挙げて事務のほうを実施していひるところでございます。今回のこのような災害である有事のときに職員が一丸となつて頑張ることは職員にも励みになつておひますし、今言われたように受け取つてうれしいと言われたら職員も誇らしく考えられるところだと思ひます。

そういうところも含めて、職員にも対応等についてはスピードを持って実施するということを指導しながら頑張つていひたいというふうに思ひます。

○議長（藤澤元之介） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 ぜひとも引き続きミス等がないよう、また迅速にさせていただくように求めます。

先ほどの質問で町長選のお話をさせていただきましたけれども、まだ町長も表明されていひませんのでどうなるかわかりませんし、ほかの住民の方やひょつとしたらここにおられる方で出られる方がいひるかもしれないので、出馬される方にはコロナの影響で難しい選挙であり、夏を迎え暑くなりますので体調には気をつけていただきまして、太子町がさらによくなるような公約を考えていただきたいなと思ひながら、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 以上で中藪清志議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後2時32分）

（再開 午後2時32分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 最初の部分は町長にかかわるのでお待ちしてよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） はい。

暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時33分）

（再開 午後 2 時39分）

○議長（藤澤元之介） それでは、再開いたします。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 7 番自民党上山隆弘、通告に沿いまして一般質問を行います。

過去に経験のないような状況の中で、町民の皆様もさまざまな立場の中で御理解、協力をしながらの緊急事態宣言をひとまず終える状況に感謝を申し上げ、そういった状況から課題が明らかになった点については努めるべきことを改めて強く思いながら質問させていただきたいと考えております。

また、当局におかれましても、この過去に経験のないような状況の中での取り組みに感謝を申し上げます。引き続き、よろしくお願ひしたいところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

この新型コロナウイルス感染症対策にかかわる国から過去に経験のない緊急事態宣言というのが発動されたわけです。コロナに対して、感染に対する対応にとどまらず、緊急事態宣言を受けたことにより大きな影響を受けた方々がたくさんあるということを確認されたいところでございます。現時点でも全国的に大きな影響が続いている状況の中で、行政の運営にも大きく影響を与え、先ほどからの答弁の中にも新しい生活スタイルとかそういったことも言葉として出てしまっているような状況でございますが、そんなときだからこそ、こんな緊急の状態にあるときだからこそ町の姿勢、つまりはトップの姿勢が試されるべきであります。大きな都道府県のトップの対応を見ておってもその差が歴然として目に映るような報道となっておるところもござい

ます。  
何も大きなことをする必要はないと思います。この太子町の現状がどうなのかということも把握した上で、太子町にとっての必要な施策を打ち立てる、そして発信をする、これは町長としての役目であるというふうと考えております。

そこで、緊急事態宣言による影響と対応について。

(1)町として、町長として新型コロナウイルス感染症に向き合う姿勢について考えを問います。

①町長は今回の状況について、どう考え、取り組みを行ったのか。考え方と具体的な指示内容、具体的に組み込んだ内容等の説明を求めます。

②太子町における把握する実態と実情について説明を求めます。

(2)緊急事態宣言による影響と対応について。

①太子町が、緊急事態宣言が発令されたことによりどのような影響を受け、実態としてどのような状況があったと認識、確認しているのか説明を求めます。

②太子町が受ける町全体の経済への影響はどの程度あると試算するのか、根拠も含め説明を求めます。

③町単独として、関連することから支出する金額はどの程度あるのか説明を求めます。

④今回の受けた影響からの対応策と取り組みについて、考え方と具体的な取り組みとあわせ今後についての考えの説明を求めます。

⑤町民からの寄付や寄付金を募る考えはあるのかないのか。これは先ほども質問にありましたし、この中身において答弁として過去どなたかの場面で説明をされているのであればそう答えて

いただいたら結構ですので、一応沿った質問とさせていただきますが、考えはどうか説明を求めます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、一番最初の問いでございますけれども、私は今回の新型コロナウイルス感染症を皆様の健康や生命を脅かし、経済的な生活基盤を損ないかねない災害と捉えています。そこで、政府や兵庫県が示した対処方針を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対策本部を招集し、対策を講じてきました。

経済対策や生活支援策において、本町にとって必要な施策を検討するよう担当部局に指示し、その結果として先の5月議会や本6月議会において補正予算にまとめ、議員の皆様方にお諮りしているところでございます。

上山議員も御指摘のとおり、今後、第2波、第3波があるものと考え、備えていかななくてはなりません。今後も状況の変化に対応しつつ、国会において議論されている国の第2次補正予算の審議の動向も見据えて対策を講じてまいります。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） (1)の②について答弁させていただきます。

実態と実状についてということでございます。町民の皆様が感染予防に係る取り組みに御協力をいただいたおかげで、本町では感染者は確認されておりません。しかしながら、学校園の休校、外出の自粛、事業所の休業要請等により経済の停滞など影響は多方面に及んでいるものと認識しております。休校の長期化による子供たちの学業への心配、外出を控えることによる運動不足や心身の健康の問題もありますが、経済的にも多くの業種で売り上げが減少しています。これらは全国的に共通する影響であり、国や兵庫県の施策と連携、共同しつつ取り組んでまいります。

次に、(2)の②を飛ばしまして、①から⑤について答弁させていただきます。

まず、①緊急事態宣言による町の影響、実態でございます。

御承知のとおり、4月7日に兵庫県を初め7都道府県に緊急事態宣言が発令され、外出やイベントの開催自粛が要請されました。さらには、4月15日からは事業者に対する休業要請が行われ、町民の皆様の暮らしに大きな影響が及んだところでございます。経済的な影響につきましては、この後、経済建設部長より答弁させていただきますが、町民の皆様の生活について申しますと、外出自粛による心身の健康への影響、また在宅勤務と合わせて御家庭にいらっしゃる時間が長くなることにより御家庭内でのトラブルも生じていると認識しています。もちろん事業者の売上減少や休業労働者の収入減少など、経済的な影響も大きく及んでいるものと認識しております。

次に、③町単独としての支出金額につきましてですが、緊急事態宣言後の今年度の一般会計補正予算（第1号）と（第2号）を合わせて約38億7,000万円を計上しておりますが、このうち国の施策である特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金などを除いた新型コロナウイルス感染症対応経費は3億6,981万円でございます。この経費に係る特定財源として、地方創生臨時交付金1億2,582万8,000円、小・中学校へのタブレット端末配備等に係る国、県の補助金など1億592万円を控除した町単独の負担額は1億3,806万2,000円でございます。

なお、補正予算（第1号）における利子補給制度創設に伴う債務負担行為限度額8,160万円を加えますと、合計2億1,966万2,000円でございます。

次に、④です、対応策と取り組み、今後の考え方についてでございます。

町としましても、去る5月議会で御議決いただいた補正予算や予備費の弾力的活用、また本議

会でお諮りしています6月補正予算に計上した事業によりまして必要な対策を講じてまいりたいと考えております。融資を受けられた事業者への利子補給や信用保証料補助など経済対策を講じて町内事業者を支援してまいるとともに、6月補正予算案を御議決賜った後は、希望者に花や資材を提供し町を花で彩っていただくまち・ひと応援花かざり事業やシティプロモーション動画の制作など、町の活力やにぎわいを取り戻す事業にも取り組んでまいる所存であります。

いずれにしましても、まずは感染拡大防止、第2波、第3波の阻止を図りつつ、国の2次補正予算で具体化される施策も盛り込み、ポストコロナ社会に向けた地域の活性化も図るという両面作戦で取り組んでまいる考えであります。

最後になります、町民からの寄付、また寄付金控除のことをございますが、寄付金につきましては松浦議員の御質問に対するお答えのとおりでございます。

このふるさと納税制度を用いて、太子町民の方にも寄付をしていただくことが可能です。町内の方は返礼品を受け取ることはできませんが、寄付額から2,000円を差し引いた額が所得税及び住民税から控除されることとなります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私のほうからは、(2)の②町全体の経済への影響はどれぐらいあるかということでございます。

本町は、緊急事態宣言によりますセーフティーネットの4号、5号、それから危機関連保証の認定業務を行っております。その申請書の内容から事業者の売上額の減少率などを検証しているところでございます。結果としましては、コロナウイルス感染症の関係で町が認定をしました122事業者の減少した3カ月間の売上額を試算したところ約14億円となっております。売上高減の業種は多岐にわたっておりますが、特に減少率が大きい業種としまして先ほども言いましたが飲食業や観光業が上げられておまして、建設業や製造業、美容業などにおいてもかなりの影響を受けておられます。

また、商工会が会員等の聞き取りを行った結果も同様の結果と聞いております。

町全体での減少率の把握自身は困難ではございますが、このセーフティーネットの認定を受けられていらっしゃる方々の結果から推測して考えますと、町全体の休業補償の対象事業者数909事業所です、それを考慮しますとかなり大きな額の売り上げが減少しているものと想定しております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長としては必要な対策をまず講じていくということですが、じゃあその必要な対策が何なのかということころをこういった場面ではお聞きしたいところかなと思います。国や県が対応したことについてははっきり言って町がやる業務というのは事務業務でありますので、それはやったことのないこともあるでしょうけれどもいかに間違いなくスピーディーに対応していけるかという行政能力かというふうに捉えます。

しかし、今回の議案にも上がっている水道料金のことにしても、あれはたしか小野でしたか、最初に声を上げたのは小野市が上げて、軒並み県の市町がその形に対応しようとしているわけですが、これだけ今の質問からでも実態としてこういう計算を出せて経済的にもこのようなダメージを受けたということが確認をできたことによって、それに何が必要なのか、太子町で何を対応すべきなのかということまで考えを及ぼしていただきたいというふうに思いますが、そのあたり、町長いかがですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） まずは水道の話が出ましたので水道のことを若干お話しさせていただきますけれども、実際皆さん水道会計は御存じのとおりだと思います。小野市は自分のところがある程度基金等々お持ちであるのであいうふうに手を挙げられたということだろうと思います。

このたびも水道に関しましては、企業庁のほうが県水が流れているところについては3カ月分減免すると、それはあくまでも市町のほうで減免施策がなければそれはしませんというお話もございました。そういうところで、県水道が流れております各市町についてはそういうようなところで減免施策というのが出てきたところでございます。

また、ほかの事業に関しましても、単独事業につきましても自分のところとする分、それ以外のところということでそれぞれ庁議にかけたり本会議の中で球出しをしたりしてというようなお話もございます。その中で、町長自身がしたいという部分もございましたけれども、逆に申せばそれが莫大なこの当町についての財調の基金を取り崩すような話になってすっからかんになってはどうにもならないというところで、知恵を絞りながら事業選択ということもさせていただいているところでございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 必要な状況をちゃんとしっかりと分析しながら進めていただけるということで期待をしていきたいと思いますが、ただやっぱり報道があれだけコロナコロナというような形になりますと、もう町民の気持ちもテレビに影響を受けてしまうところも大きいと思います。そういった意味では、こうやって花を飾ってやるというのはなかなか太子町の中ではいいのかもしれませんが、そういった形をどのようにうまく仕掛けとしてするべきかということもはっきり中で議論をして対応いただきたいなというふうに思いますし、一番は取り組みとしては感染拡大の防止を図っていくということもおっしゃられたわけです。

この現状を踏まえて、今後の課題として見出していることがあれば説明いただけますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今後の課題といたしまして、今感染拡大の防止というのはもう継続的に実施しなければいけない内容であると思いますし、北九州のほうでも第2波、第3波というようなことも、実際には第2波、第3波になっていないかもしれないですけども増えているという状況もございます。

そういうところにも注意をしながら、町として今後どのような対応をとっていくかということにつきましては、次の第2次補正の中で検討をしていくことをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 商工の面からいいますと、当然今総務部長が申しあげましたように第2次補正予算を今後、町として何をどういった事業を選択するか、まず1番がここに係ろうと思います。ただ、その後、スピーディーに事業者の皆さん、また生活支援で町民の皆さんへどういったことを支援していくのが大事になってこようと思いますし、その後、第2波、第3波、どういったものが必要になるかがはっきり言いましてこれからまた考える必要がありますし、あとは小康状態、それから復興期に向けてどういった、今回補正予算（第2号）で出させていただきましたが復興期へ向けての取り組み、花かざり、花の事業、それからシティプロモーション動画とか観光につなげていく事業等も考えながら、どんどん復興に向けての施策もとっていくべきではないかなと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 太子町の町民の方々の中には、ある自治会組織であったりもそうですが自分たちで独自に工夫をしてこの状態に向かっておられる組織もあります。また、そういった方もあります。またあるいは、この寄付金のことを上げたのはそういったことに対応をしたいと思っておられる方も存在しておられます。そういった方々の力を1つにしていくようななかかわりが持てる取り組み、あるいは地域に行政もどんな方がどのようなことに協力をしてきているのかというそういった明るい動きにも目をみはっていただきたいなというところです。

こういう危機のときだからこそ情報を一にして、太子町としてどうなんだという答えが目に見えるような行政運営ができればより好ましいのかなというふうにも考えます。

また、この経済的な影響を考えますと、専門家によっては近々にはこの大恐慌のような状況になって4人に1人は失業するんじゃないかと、これは今回一般質問の中では質問はしませんが、ひとり親の家庭が太子町にはどれぐらいあるのか、またこういった状況の中で働く場所が本当になくなった方もあると思います。そうすると生活保護というような形になってしまう方々も出てくる、そういった方々をどうやって支援をしていくのかということも今後、この身近な自治体として頭に置いた上で政策運営を検討いただけるものがあればお金の生かし方というものもあるんじゃないかなというふうにも考えます。

そして、もう一方の感染拡大防止の観点ですけれども、これは続いての2. で質問に入りたいと思いますので、1. の質問はこれで終わらせていただきます。

2. 新型コロナウイルス感染症についての第2波に向けての対応についてということですが、専門家のほとんどが第2波は必ず来るんだと、兵庫県の専門家チームも第2波は必ず来るということを保健所にも伝達しておるのが状況であります。当然、太子町においても先ほどの説明にもあったように第2波、第3波というものを想定した動きをとっておるということでしたので、当然国や県も同じように対応していくわけですが、それに準じた形で町も対応していく。

しかし、今回、緊急事態宣言を受け、このコロナの状況をひとまず一旦終えるような形で見つかったことの反省点をどう生かしていくのか、そしてどう対応していくことの準備を進めていくのかということが大事であるというふうに考えております。

その意味から、(1)第2波の想定について。

①今後の取り組みについて、町長の考えと指示内容、課題点についての説明を求めます。

②町として、緊急事態宣言の解除をどう解釈しているか。もう終わってしまったものと考えているのか、この緊急事態宣言の解除についてどのような考えか説明いただきたいと思います。

③今後の取り組みについて、各部課の取り組み指針の説明を求めます。

④第2波の想定についてどう捉えているのか説明を求めた上で、そういった予測が太子町に与える影響や課題についての説明を求めます。

(2)医療体制について。

①今回のような状況、それから過去からあるこの地域の医療体制の現状についての認識から課題点をどう捉えておるのか説明を求めます。

②それに対してどう取り組むべきという解釈か。

③救急医療体制についてはどう考えているか。

④町または医師会、ここには書いておりませんが県もそうでしょうし保健所もそうでしょう、薬剤師会もそうかもしれません、そういった関係をどういう状態でどこまで対応を現在しているのか。

⑤保健所との関係について、協力体制への考え方は。これについては他の方の質問の中でも協

力を、体制の連携をしてという言葉がありますが、本当の意味での連携というのはどうなのかということを少し確認したいというふうに思っの質問でございます。

⑥そして、夜間急病センターのあり方についてどう考えているのか。

⑦発熱外来についての実態と対応について説明を求めます。

⑧診察拒否、もっと言えば医療過疎地である西播磨が医療崩壊に至るのであれば行政の責任は重いと私は考えております。対策について説明を求めます。

⑨県に対して、対策本部の実情は認識しておられるかどうかわかりませんが、対策本部への感染症医療への特別チーム、今疾病対策課が対応しているのかなというふうには思っているのですが、その認識について対策本部への感染症医療へのこの地域で抱える問題から県への要望や対応というのが必要であると考えているか、考えていないか、説明を求めます。

⑩国や県とは違い、末端自治体の取り組み主体は町民に対して具体的かつ効果的でなくてはならないと考えています。個人的な感覚で報道に振り回されてもいけない、公としての情報発信への考え方について説明を求めます。

⑪今日までの関連する事情に当たって——関連するというのはこのコロナであったり緊急事態であったり今後の今質問をしておる内容でございますが——国が緊急事態であるという状況まで至った中、こういうときは地方自治みずからの——みずから治める、先ほどから言っている太子町としての形が本来はつきりされるべきでありリーダーシップが発揮されるべきであるというふうに考えます——予測される事態に救われるべき命が対策が至らず、また影響により失われた場合は責任をとる覚悟があるのか、これは第2波、第3波の想定を含めた流れでの質問ですので御理解をいただきたいと思いますが、そのあたりを町長選挙を控える本町において町長の現在と、そして覚悟について決意を求めます。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） まず、①についてお答えいたします。

国の緊急事態宣言は解除されましたが、多くの方が新型コロナウイルスへの免疫を持たない現状では第2波、第3波があるものと想定して対策を立てる必要があると考えております。

その認識のもと、対策本部会議において感染拡大防止、必要物資の備蓄、経済対策、生活支援、ポストコロナ社会に向けた地域活性化など、各分野について事業を検討、実施するよう指示を出しています。

また、感染症対策は全国で共通した課題ですので、国や兵庫県の対処方針や施策とも連携して対策を講じています。

先行きが不透明な状況の中、感染拡大防止と社会経済活動の再開を両立させることが課題であります。今後第2波が到来した際にどのような事態が生じるのか、段階ごとの状況をシミュレーションし適切に対応できるよう万全を講じてまいります。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） (1)の②から④について答弁をさせていただきます。

まず、②緊急事態宣言の解除についてでございます。

先ほど町長もお答えしましたとおり、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、北九州市では新たな感染が拡大しておりますし、東京都でも感染拡大の兆しが見られるとして東京アラートが6月2日に発動されました。今後、第2波、第3波についても到来するであろうという前提で対策を講じる必要があります。

次、③でございます、各部課の取り組み指針でございます。

今後の取り組みにつきましては、先ほどまでの御答弁で申し上げましたとおり、感染拡大防止

とポストコロナ社会に向けた地域の元気づくりに取り組む所存であります。また、第2波の到来が生じた場合に備えて町の事務事業の遂行における課題等を整理し、感染拡大防止に向けて適切に対応できるよう、感染の段階、フェーズごとにシミュレーションを実施し、その対応方針をまとめております。その方針に基づきつつ、突発的には臨機に対応し対策を講じてまいります。

④でございます、第2波の想定でございます。

北九州市でも感染が拡大しておりますし、東京都では東京アラートが発動されるなど、全国的に第2波の到来が懸念されます。町としましては、国が提唱する新しい生活様式などの感染拡大防止策を町民の皆様に広くお知らせし、本町で感染拡大が生じないよう取り組んでまいります。

(2)の⑩について答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症に係るさまざまな情報について、インターネットなどでは流言、デマを含むさまざまな情報が行き交っています。松浦議員の御質問のときに答弁させていただきましたように、「広報たいし」6月号で情報源が明らかな正しい情報を得ることが重要であること、情報を取り入れ過ぎないようにすることなどを周知したところでございます。

本町としましては、町広報、ホームページ、フェイスブック、必要に応じてチラシの配布などの媒体での情報発信を行っておりますが、正しい情報を適切な量で取り入れていただけるよう、松浦議員からの御意見もいただきましたLINEやInstagramなど新たな手法についても研究してまいりたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 私のほうからは、(2)の医療体制についての①から⑨までにつきまして御答弁をさせていただきます。

まず、①でございます、医療体制についての現状の認識からの課題点についてでございますけれども、医療体制につきましてはいわゆる重症者を初めとする感染者の治療を十分に行うことができる体制の確保が最も重要な課題であるというふうに認識しております。6月1日現在、兵庫県内の入院患者数は重症者4名を含む25名でございますが、県においては新型コロナウイルス感染症病床として重症対応71床、中・軽症対応444床の計515床が確保され、当面の感染症病床は確保されております。

また、患者の増加に伴い重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者は医師、看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行うとして、ホテルリブマックス姫路市役所前等計700室が確保されております。

PCR検査につきましては、6月1日現在、兵庫県内で1万1,206件の検査を実施しております。御承知のとおり太子町においては現時点ではいまだ陽性者はゼロ人という状況でございますけれども、この検査件数の増加を図ることが課題であろうというふうに認識しております。

さらに、新規の感染者が現在減少傾向に移行しておりますけれども、平均的な在院期間、入院期間は約二、三週間程度というふうになっておりますので、入院されております患者さんによる医療機関への負荷はしばらく継続することが見込まれ、医療現場の逼迫した状況は緩やかにしか解消されないものというふうに考えられますので、感染者受け入れ医療機関への支援が引き続き重要な課題であるというふうに認識をしております。

その認識に対して、②どう取り組むべきかということでございますけれども、第2波、第3波で感染者、特に重症者が増えた場合でも十分に対応できる医療供給体制が確保されるよう取り組むべきであるというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の



医療機関の役割分担を行うとともに、結核病棟や一般の医療機関の一般病棟等を活用してピーク時の入院患者の受け入れを踏まえて必要な病床を確保すること、新型コロナウイルス感染症患者のみならずほかの疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療供給体制を整備すること、また現場で従事している専門性を有する医療従事者への財政面も含めた支援など、医療体制の崩壊を招くことのないよう感染者が発生した場合の早期の対応が必要であるというふうに考えております。

③の緊急医療体制についてでございます。

発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している救急患者の搬送先の選定に当たりましては、院内感染対策を十分に行った上でさらに緊急度や重症度を踏まえながら救命救急医療を実施する必要があるために従来に比べまして格段に困難な状況であり、非常に時間を要する事例があるというふうにも聞いております。

一方で、これに係る困難な状況にあったとしても、新型コロナウイルス感染症の患者かどうかにかかわらず基礎疾患や症状の有無について丁寧に聴取し、患者の緊急度を踏まえて必要な救急医療を確実に実施する必要があります。

円滑な救急医療を確保するために、県が指定する新型コロナウイルス感染症患者救急受け入れ医療機関に対する支援と、県、市町、医療機関、消防機関などの関係者が連携しまして地域における救急医療の実態把握に努め、地域の実情に応じた救急医療体制を構築し、現状と課題を整理して関係者一丸となりまして命を守るために新型コロナウイルス感染症に立ち向かいまして医療体制を維持していくことが重要であるというふうに考えております。

④町と医師会との関係についてでございます。

たつの市・揖保郡医師会とは、この新型コロナウイルス感染症対策の医療体制に係る意見交換会等におきまして、龍野健康福祉事務所——県の保健所でございますけれども——や消防機関等も同席のもとでこれまでに数回、担当者の協議の場が設けられておりまして、保健衛生部門を所管する担当課長が出席しまして情報共有等を行っております。

また、医師会の会長、あるいは町医先生とはお会いする機会ごとに医療現場におけるマスクや手袋、ガウンの不足や消毒液が入手しにくいなどといった現状や課題について情報交換等を行っております。医師会に対しましては、3月、それから5月に計7,000枚のマスクを配布させていただいたところでございます。

緊急事態措置実施区域としては解除されたとはいえ、現時点では新型コロナウイルス感染症はいまだ不明な点が多い感染症であることには間違いなく、現在、新型コロナウイルス感染症のみならず一般の医療においても治療に当たる医師や看護師など全ての医療従事者の皆さんは最前線で未知のウイルスに立ち向かっておられます。高度で専門的な技術が必要とされる中、みずからや家族の感染リスクを防ぎながら大きなプレッシャーの中で私たちの大切な命を救うために献身的に頑張ってくださいに心から敬意を表するとともに、感謝の気持ちで応援をしてみたいというふうに考えております。

⑤保健所との関係についてでございます。

地域保健法に基づいて設置されています保健所は、地域における公衆衛生の向上と増進を図るための機関で、感染症と健康危機対応の最前線で中核的な役割を担っていただいております。感染者の早期発見と隔離、行動履歴、濃厚接触者追跡調査による感染封じ込めを徹底して行えるよう、保健所への情報提供や保健所機能の充実強化への支援につきまして、町としてできる限り協力体制を構築していきたいというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、町におきましてもさわやか健康課内に電話相

談窓口を設置しております。発熱やせきなどの症状がある方からの電話相談、受診の仕方、感染症予防などにつきまして、必要な方については保健所につきなぎ対応をしております。

また、保健所とは万が一町内で感染者が発生した場合の連絡体制について確認をさせていただいており、迅速な対応が図れるよう協力体制を構築させていただいております。

また、町内に感染者が発生したり、また町内の施設を感染者が利用していた場合につきましては施設等の消毒を実施することになると思っておりますけれども、保健所の指示に従いまして、また要請等によりまして協力ができるよう消毒液の備蓄についても行っておるところでございます。

次に、⑥休日夜間急病センターのあり方についてでございますが、休日夜間急病センターは現在たつの市・揖保郡医師会に委託する形で運営をされておりますが、第2波、第3波に備えて医療及び検査体制の充実が求められることから、今後の患者の発生動向を注視しながら、必要に応じてたつの市や龍野健康福祉事務所とも連携しまして、外来での感染防止や混乱が生じることがないように動線の適切な確保を図るなどの措置を講じながら、休日夜間急病センターの施設活用を含めてまた医師会のほうとも協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

⑦発熱外来についての実態と対応でございます。

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療、検査体制の確保につきましては、兵庫県内におきまして帰国者・接触者外来が58機関設置されております。帰国者・接触者外来を受診することによりまして、適切な感染管理を行った上で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供しております。

また、現在町内の医療機関におきましては専用の発熱外来は設けず、一般の診療の中で対応していただきながら発熱者の診療を実施していただいている状況でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供につきましては、外来での感染防止、あるいは院内感染の防止等、医師、看護師を含めた全ての医療従事者に対するマスクや消毒液、防護服等の医療物資の調達や検査機器、検査試薬の確保、一般の患者も含めまして混乱を生じさせないように動線分離等が適切に確保されることが重要ではないかというふうに考えております。

今後、感染者が多数発生し、一般診療に支障を来す可能性が見込まれる場合には、保健所やたつの市医師会とも協議しまして、課題を解決しながら発熱外来の設置につきましても体制整備に向け要望等を行ってまいりたいというふうに考えております。

⑧の診察拒否の対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に対応する診察に関する留意点につきましては、厚生労働省より患者の発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に当該患者の診療を拒否することは、応召義務を定めた医師法及び歯科医師法における診療を拒否する正当な理由に該当しないため、診療が困難である場合には少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することという通知が令和2年3月11日に発出されております。

標準予防策や接触予防策、飛沫予防策を講じることができない場合や、他の患者さんとの距離を適切に保てない場合など、感染症指定医療機関でない一般の医療機関にとりましてはハード面、ソフト面において診察自体が難しいこともあろうかということが推測されるところでございます。

院内感染を防止するための医療従事者が使用するマスクや消毒液、防護服などの医療物資の調達と供給について速やかにかつ確実にを行うこと、また感染症指定医療機関等では従来の診療活動の縮小を余儀なくされ経営が圧迫されているとも伝えられていることから財政的な支援も必要と考えます。

さらに、感染リスクにさらされている医療従事者への危険手当の支給など、国や地方公共団体が取り組むべき対策は数多くあると認識しておりまして、国におきましてはこの第2次補正予算による医療を支える支援として幾つかの施策が閣議決定されたというふうに聞いております。

感染症対策も医療体制の整備も基本的には県が管轄するものでございますけれども、町としましては医療崩壊は決して起こしてはいけないというふうに考えております。そのためには、町民の皆様へ3つの密を避けるなど感染拡大を予防する兵庫スタイルをもとに、日常生活の中での感染予防の取り組みの周知、首都圏、人口密集地との不要不急の移動の自粛の要請、感染拡大予防ガイドラインを踏まえた感染防止対策の徹底の周知に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

⑨の県への対策要望でございます。

今後、太子町内でいわゆるクラスター、患者間の関連が認められた集団が発生した場合には、龍野健康福祉事務所が患者の行動調査によりまして感染経路及び濃厚接触者を特定するための調査を実施することとなりますが、保健所が必要と判断した場合、県の特別チームや、あるいは厚生労働省対策本部クラスター対策班の派遣、支援を受け、助言や指導により調査を実施することも考えられます。

太子町といたしましては、兵庫県におきましては町内で感染者が発生した場合には迅速な対応をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） ⑩についてお答えいたします。

町民の生命、身体、財産を守ることが町長である私の責任であります。このたびの新型コロナウイルス感染症を初め、さまざまな災害から町民の生命、身体、財産を守るために、県や関係機関等と連携しながら町職員と一丸となって取り組んでまいります。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 大きな枠組みとしての捉え方であったり、国、県の対応についてはそういった意味では理解をされて取り組みを進めておられる、また表向き地域の医師会であったり、それから保健所とも連携という意味では全く無関係じゃなく協力して進めようとしておられることは今の説明ではわかります。

しかし、これまでの緊急事態宣言中の状況の中でも実態として医療現場がどのようになっておったのかということを確認すると、なかなか発熱外来、なってしまった方への対応というのはそれは道筋がある程度しっかりはしているのですが、発熱外来の対応というのが非常に受け入れてもらえない、救急車で長く待機をして病院もどこも受け入れてくれない、診てあげたいけれども、うちの病院で診ると、もしコロナに感染していた場合、その病院内で感染が広がってしまうと私のところの病院は動けないじゃないかというような現状が出てしまう。

そういった意味で、休日夜間急病センターも対応のあり方、これ第2波が寒い時期になってくると本当にインフルエンザであったりほかの病気とかかわりながら本当にコロナなのかどうかという判断をする手前のところがなかなか苦しい状況にある。つまりは、前段の発熱外来が対応できないことによって、コロナが発生していないにもかかわらず医療崩壊になってしまうというような状態は避けていかななくてはいけないのではないかとこのように考えます。

地域のドクターにしても、そういった意味で発熱外来、もちろんPCR検査の回数を増やしていくということもおっしゃっていただきましたが、いろいろ調べておりますと時間がある中でそういった簡易的なものをもっともっと進んだものが出てくるかもしれませんが、実態として簡易な

ものが人口が立体的に重なっている都市部へ流れていくと、現実はこの太子やたつのという地域まではそういったものが回ってくるかどうかともいまだわからないと。

これは実際第2波がどのようなものになるかというのはそれは皆さん誰もわかりませんから、ただ今回の状況においても119番に通報してコロナの熱がある状況の中で病院が受け入れてくれなくて、搬送中にコロナに感染していない方が亡くなっているのです、たつの市で1人。だけれども、実際救急車の出動回数は緊急事態宣言中は姫路市も新聞でも出ていましたけれども救急車の発進回数は2割減っていると、たつの、太子においては8%減っているという状況です。出動回数が減っているにもかかわらず受け入れてもらえない、こういう状態では救われる命が救われるのかどうか不安ではないでしょうか。

県に相談をしても、圏域とか地域に線はなくて、コロナウイルスに太子から向こうに行ったらうつらないという状況ではないわけです。人は移動するものですし、自粛要請が出ていても移動しなくてはいけないときもあります。万が一発生した場合に、発生しないからよかったじゃなくて、今第2波を想定する動き方としてもっともっと意識を持って取り組むべきではないかというふうに考えますが、町長、そのあたりの意識はどうですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 今回のいわゆるよく救急搬送によるたらい回し等そういう状況が生じたということでございます。太子町におきましても、一番ひどい例で14件目でやっと受け入れられたということで3時間40分かかった例というのも承知しているところでございます。

そういうような中で、日ごろそういうような受け入れで太子町としてどこまでできるかというとなかなか厳しいものがございます。保健所を持っている政令指定都市ではございませんので、龍野健康福祉事務所のほうと連携しながらできない部分もございますし、現時点でのそういうような受け入れ態勢で龍野健康福祉事務所の所長が非常に尽力していただいているいろいろお話をしていただいているのですけれども、なかなか一般の病院では受け入れられないということもこの前の火曜日に町長と西播磨県民局の政策会議等でお話が出たところでございます。

また、今後その中で私ども基礎的自治体でそういう健康福祉事務所等がそのような受け入れ態勢について尽力されるのを後押しできる部分があれば、市町としても尽力を惜しまないように頑張っていきたいと思っておりますけれども、その点なかなか一町にそこまではできない状況の中で県とともに進めていくしかないと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 一応その役割としてどこが対応するという事は理解はしておりますし、副町長にお答えいただいたように協力をしながら進めるという言葉は十分理解できるのですが、やはり今から実態としては準備をしていかななくてはいけないことがあるのではないかとこのように考えます。

それは立場を超えて、例えば電話の対応もさわやか健康課でもやっていると言いましたけれども、保健所でやっている対応の幅をもう少し共有をさせて、太子町でもコロナ対応を受ける窓口の電話対応ができていいのではないかと、あるいはたつの市にもそういった場所をつくってもらうように協力をしていく、この西播磨の市、町がそれぞれどのような対応をすることによって全体としてコロナに対応して向き合っていく現場をつくっていくかということの答えを変えていかななくてはいけないのではないかとこのように考えるのですが、そこまでしると、どうしてもしるとは言いません、けれどもこういった緊急事態宣言であったりコロナというような対応がまだできないことがあることによって、今この地域にかかわる救急医療体制であったり医療の現場への問題点を解決することがこの地域が安心・安全で暮らせる町、安心・安

全に暮らせる地域ということにつながっていくのではないかとこのように考えます。

当然県の力も必要でしょうが、やはりこういうときこそ一番末端自治体はその意見をまとめ共有し、今までの圏域を越えた対応をしていくことが必要ではないかと考えますが、それは取り組んでいただけませんか、どうでしょう。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） なかなかこの場で、はい、取り組みますということは私の言葉ではよう申し上げられません。立場立場がございまして、役割役割がございまして。縦割りの部分と言われる部分があるかと思えますけれども、この緊急事態の中でそういうことがこの太子町で和をもつての精神でそういうことができれば一番よろしいのかもしれないけれども、なかなかそこまで人間至っていないと思えますので、現状ではすぐさま即実行に移すのはなかなか難しいのではないかと考えます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 難しいと言っているのは始まりませんので、ただ本当に前段の緊急事態宣言中にもコロナに感染していないにもかかわらず、この救急医療体制があるからこそ失われた命があったという実態を受けとめて、第2波が本当に寒い時期に入る、たくさんインフルエンザも発生するような時期に起こって、搬送中に状況として救われる命が救われなかった。これ今提言しているわけですが、そういった事実があってはいけないと考えますが、そのための準備を進められるか進められないか、どうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 緊急搬送の際の救える命をどう救っていくかということは、別にコロナウイルスが今回起こったからどうこうということでは私はないと考えております。

私が県におりますときに消防課の副課長をしていたときもそうでございますけれども、搬送の回数でどこまで、何回目をやっと病院にたどり着くかとかそういうようなこともありますし、現時点ではそれぞれの形で兵庫県におきましてはそういうようなシステムでどこの病院がすぐあいているかというようなシステムもございまして、そういうところは活用させていただきたいと思えます。

そういうところが今回で活用できないかというのは県とも相談しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、なかなかそういう部分で相手様があることでございまして、私のほうの一存で答えることは差し控えたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 地域には脳外科、心臓、産婦人科等、ない科も結構あるのです。先ほど部長もお答えいただいたように、重篤な方であったり重症の患者の方々に対応できるような状況というのはこの地域にとっては本当は大きな大きな課題だということに思うのです。そういった意味では医師会の協力も必要だろうし、医師会でも自分の病院じゃなくてそういう受け皿さえあれば対応は可能だと、県も医師を派遣してもいいというような解釈もあるように伺っています。

そういった場面をつくるということも必要じゃないかというふうに思いますし、結局、休日夜間急病センターを見ても太子の方々には姫路のほうに行かれる方もありますけれども、夜出て帰ってくるのが朝だというようなことにもなるんじゃないかな、しかしそういう受け皿が対応としてあることが大事なのではないかなというふうに思いますし、たつの市と休日夜間急病センターと一緒にやっているわけですから協力して、例えば赤とんぼ荘を使うとか志んぐ荘を使うとか、ホテルシーショア・リゾートも閉鎖してしまっているような状況があるということで、疑わしい方々に対応してあげられる、そちらに行くところがあれば重症の患者さんを病院に搬送しやすい

はずじゃないかなというふうに思います。

そういった体制をつくることも、町長、町長としてほかの町の首長であったりアプローチしていきながら検討を進められるべきではないでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） おっしゃっていることの意味は本当によく理解しております。ただ、できることとできないこともあります。あす、たまたま医師会の新しい会長が御挨拶に来られますので、そういった件も含めて話し合いはさせていただきます。そしてまた、たつの市長ともそういったことを話してみますが、しかし今、じゃあどこそこをこうするとかそこに医師を常駐していただくシステムを構築できるというようなことまでは、済みませんけれども確約はできません。

できる範囲の中で最大限のことをし、町民のために尽くしていきたいと思っています。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 もう何度も同じことは言いませんけれども、この地域にある問題、副町長の答えられた消防署が救急体制として運ぶというのは、もうあの方々が従事しているのは運ぶことに徹して、その間、どうにかしてやろうということで、それは病院の受け入れさえあればどこにでも行けるわけでありますので、そういった意味からもこの地域の今ある医療実態をいま一度確認しつつ第2波に備える動きを、感染症の予防に取り組むんだというところがいろんな部分での答弁に出ておりますので、真剣に取り組むを進めていただきたいというふうに考えます。

私もそのためにはいろんな情報を集め、また情報をお届けし、前段の議員の方々の中にもいろんな意見をもっともっとというようなどころでの部長の答弁もいただいております。あの方が言い悪いということではなくて、全体としていい情報を共有しながら協力をして、このコロナという感染症の予防の対策に、またこの困難な状況に立ち向かっていく状況がつくれる状態を行っていかなくてはいけないと思います。

町長もこのたび改選がありますが、どう対応されるのかわかりませんが、覚悟という意味ではしっかりと私が取り組んでいくんだというようならい意気込みのある答弁はお聞きすることは残念ながらできませんでしたが、しかし、恐らく町長として挑戦をしていくという困難な行政のなかなか厳しい立場に町長というのはこれからもさらされることでしょうか、しかしながら強いリーダーシップを期待し、引き続きの太子町の発展を願っております。

7番上山隆弘の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

**日程第2 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について**

○議長（藤澤元之介） 日程第2、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後3時38分）